

## むつ市議会第197回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成20年9月11日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 3番 新谷 泰造 議員

(2) 2番 澤 藤 一雄 議員

(3) 10番 目時 睦男 議員

(4) 23番 浅利 竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	岡崎	健吾
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	半田	義秋	10番	目時	睦男
11番	高田	正俊	12番	新谷	功德
13番	富岡	修	14番	佐々木	隆徳
15番	白井	二郎	16番	山本	留義
17番	千賀	武由	18番	馬場	重利
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	菊池	広志
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理	遠藤	雪夫	代査委員	菊池	十三四夫
選挙管理 委員	佐々木	鉄郎	農委員	立花	順一
総務部長	新谷	加水	総務部 秘書	齋藤	秀人
総務部 総務部長	石田	三男	総務部 総務部長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 企画部長	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保健福祉 部長	吉田	市夫
保健福祉 部長	佐々木	順	経済部長	櫛引	恒久

建設部長	太田信輝	選挙管理委員会事務局長	大芦清重
監査委員局長	齋藤純	教育部長	佐藤節雄
教委事務員局長	高明	公企業局 営長	佐藤純一
企財調整部政監	下山益雄	経副商課 済理工観 部事務光長	中嶋達朗
農委事務員局長	吉田薫	教委事務副市入課 員務理 一 育会局事務民ソ長	成田晴光
教委事務副学校教務員局長	宮木則男	総行課 務政経 部管長	花山俊春
総管総括主幹	吉田正	企財政課 部長	石野了
経水産課 部長	笠井哲哉	経水産課 部長	二本柳茂
教委事務員局長	猪口和則	大産課 庁振 舎興長	澤谷松夫
総務課 部長	松尾秀一	総総課 務務補 部課佐	村田尚
総総行務係 部長	吉田真	総総行主任 務務政主 部課係査	澁田剛

事務局職員出席者

事務局 局長	河野健二	次 長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田秀諭
議事係 査主	石田隆司	議事係 査主	井戸向秀明

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより新谷泰造議員、澤藤一雄議員、目時睦男議員、浅利竹二郎議員、横垣成年議員、新谷功議員、斉藤孝昭議員、工藤孝夫議員、佐々木隆徳議員、鎌田ちよ子議員、野呂泰喜議員の順となっております。

今日は、新谷泰造議員、澤藤一雄議員、目時睦男議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

## 新谷泰造議員

○議長（村中徹也） まず、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造でございます。むつ市議会第197回定例会に当たり、通告の

順に従い一般質問を行います。

最初に、市民生活第一、庁舎移転について、財政再建を優先させ、庁舎移転はやめるべきであるという立場から質問をさせていただきます。

第1に、庁舎移転の手續について。まず、旧アークスプラザに庁舎の移転を決めないうちに、すなわち議会の3分の2以上の議決を得ないうちに旧アークスプラザの土地と建物を購入してしまったのは、地方自治法第4条と行政実例に違反するのではないかと市長の見解をお伺いいたします。

次に、地方自治法第222条について。前回の6月定例会で理事者は、「地方自治法第222条に定められております予算先議の件ということで、事務所位置変更条例の制定時期ということでございませけれども、いわゆる条例の制定時期、これにつきましては、事務所の建築着工前ということで、着工ということは、今の土地の購入ということと、それから建設ということと、これは違うわけございまして、今の着手というのはあくまでも新事務所のいわゆる役所の着工、整備ということでございまして、土地の購入あるいは建物の購入というのとは別ということになります」と答弁しております。しかしながら、地方自治法第222条の予算先議の原則をどのように解釈すればこのような結論が出てくるのかお聞きいたします。

次に、今回の補正予算に庁舎移転として残額の総額約21億円を計上するものと思っておりましたが、しかしその一部の6億2,000万円を計上しています。この一部計上は、地方自治法第4条、地方自治法第222条の規定の趣旨に反するのではないかと市長の見解をお伺いいたします。

次に、合併特例債について、起債の額、起債の時期についてお聞きいたします。

第3に、庁舎移転にかかる費用について。総事業費は杉山前市長は総額25億円と言ひ、宮下市長は総額27億5,000万円と言ひしています。1年ちょ

つとの短期間で2億5,000万円も増加しています。さらに、この3カ月の間に約4億円も増加しています。すなわち、総事業費は31億4,838万5,000円までに増加しています。庁舎を建築する場合は、総事業費の2分の1以上の積立金が必要であります。しかし、むつ市は庁舎移転のために15億円より寄附を受けていないので、積立金が7,419万2,500円不足になります。この点について、市長のご所見をお伺いいたします。

第4に、庁舎移転後のランニングコスト、いわゆる維持管理費について、実施設計が出ているにもかかわらず、なぜ維持管理費を正確に出せないのか、財政再建にも影響しますので、少なくとも具体的な限度額をお聞きいたします。

第5に、耐震性について。374本のくいに建っている旧アークスプラザより十勝沖地震にも耐えた地盤の上に建っている現庁舎のほうが地震に強いのではないかと。そこで、旧アークスプラザと現庁舎、それぞれどの程度のマグニチュード、震度に耐えることができるのか、具体的にお聞きいたします。

次に、財政再建についてお聞きいたします。第1に、人件費について。過去3年間の市職員の退職者は何名で、そのうちむつ市及びむつ市関連施設に再就職した方は何名いるのか。再就職の理由、方法、場所、報酬等を具体的にお聞きいたします。

第2に、むつ市はむつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務33億円を債務不履行しております。この債務不履行債務33億円の支払いをどのようにするつもりなのかお聞きいたします。

ところで、むつ市がむつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務33億円を債務不履行しないで33億円を支払っていたならば、むつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務33億円はむつ市の累積赤字に加算されていたわけであり、すなわち、平成18年度決算でのむつ市の累積赤字21億円とむ

つ総合病院に対するむつ市負担部分の債務不履行の債務33億円を合計すると、むつ市の実質的な累積赤字は54億円になります。実質的な累積赤字を54億円とすると、実質赤字比率は32.54%となり、夕張市と同様、財政再建団体に該当してしまいます。この点について市長のご所見をお伺いいたします。

次に、指定管理者制度についてであります。第1に、むつ地区体育施設の指定管理について、指定管理の委託料の総額は幾らか。指定管理内容を具体的にお聞きいたします。

第2に、指定管理者制度の人件費の節減について。前回の6月定例会において理事者は、平成19年度に指定管理料を積算した段階での人件費の額は、平成17年度人件費ベースで、「市が直営した場合の額は5,727万9,000円であり、指定管理者制度による場合には4,463万4,000円となり、1,264万5,000円の節減となるものと見込んでいる」と答弁しております。しかし、指定管理者制度を導入した場合でも、それまでに配置された11名のスタッフは、他の部署に配置転換されるだけで、市が直営した場合の人件費5,727万9,000円は、そのまま残るのではないかと。したがって、逆に指定管理者制度を導入したことにより、新たに4,463万4,000円の人件費が実質的に増加しているのではないかと。この点についてお聞きいたします。

最後に、新町の道路整備についてであります。新町23番地区から24番地区の砂利道の寄附について。市が有償で道路を取得する用地買収の場合には、道路用地の所有者の確定、相続等についてはむつ市の費用で行います。これに対し、市が無償で市に道路用地を寄附する場合には、所有者の確定、相続登記等については市が協力せず、寄附する市民が所有者の確定、相続登記を行わなければ寄附できない。すなわち、市が有償で道路用地を取得する場合は、所有地の確定を市の負担で行う。

これに対し、市が無償で道路用地を取得する場合には、所有者の確定を市民に負担させるということは不平等であり、憲法第14条の法のもとでの平等の原則に違反するのではないか。この点についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、庁舎移転についてのご質問の第1点目、庁舎移転に係る手続についてのご質問にお答えいたします。地方自治法第4条の行政実例については、以前もお話したところであり、新谷泰造議員もこちらと同じ実例をごらんになってのご質問と思いますが、実例の答えをそのまま申し述べさせていただきますと、市庁舎の位置の変更に関する条例の制定時期を建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市の事情によっていずれでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないとなっております。この実例は、現庁舎の位置が不適当なので、とりあえず庁舎位置変更の条例を制定し、その後に財政状況を勘案し、新庁舎の建設を行うことは差し支えないかとする問いに対して答えたもので、その答えは位置の変更でありながら、建築着工前か、建築完了後かという表現をしており、土地の取得時期は問題としておりません。

また、注釈の部分でも、あくまで市庁舎の建物が完成したのに、その位置条例が否決される場合を危惧し、そういうことが想定される場合は建築工事に着手する前に位置条例を提案することも妥当とする判断を示しております。

これを当市の今回の場合に当てはめると、市庁舎の位置を変更するための条例の提出時期を庁舎とする改修工事着工前とするか、完了後とする

かはいずれでも差し支えないが、きちんと予算の見通しを立てたうえで庁舎改修工事前に提案するのが妥当ということになると解釈しております。したがって、当市が位置条例制定前に土地を購入したことについての違法性はないものと認識しているところでございます。

次に、今回の改修工事に係る補正予算計上と地方自治法第222条の関連についてであります。同条は、普通地方公共団体の長の条例案の提案について自己規制を求める規定であり、今回の庁舎移転について当てはめれば、むつ市役所の位置を定める条例の一部改正条例を提案する場合は、それ以前の議会もしくは遅くとも同一議会に係る予算案が提案される必要があるということになります。市役所の位置を定める条例の一部改正条例は、12月定例会に提案する予定であります。これは今回の改修工事費補正にご承認をいただいた後ということですので、地方自治法第222条に何ら抵触するところはないことは言うまでもないことで、さきに申し上げた地方自治法第4条の市庁舎の位置を変更する条例を予算のめども立たない時期に提出することは望ましくないとする行政実例の趣旨にも沿うものであります。

市役所の移転は、合併後最初の大規模事業であり、市の顔となる市庁舎の改修工事であり、議員の皆様には仮契約を行った改修工事の内容をきちんと提示し、それをもって移転を判断してもらうことも必要という考えのもと、位置条例の提案時期を選択したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目の合併特例債について及び3点目の庁舎移転に係る費用については企画部理事から、またご質問の4点目の庁舎移転後のランニングコストについて及び5点目の耐震性については、総務部理事から説明いたさせます。

次に、財政再建についての1点目、人件費につ

いてのご質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

次に、むつ総合病院に対するむつ市負担の債務不履行についてのご質問にお答えいたします。まず、むつ総合病院に対する33億円の負担金の支払い計画を提示せよとのことですが、下北医療センターむつ総合病院に対する負担金については、平成12年度から平成34年度までの23年間で34億4,285万2,000円を限度額とする債務負担行為を去る平成12年3月、むつ市議会第163回定例会において議決しているものであります。

平成19年度までの支出見込額は7,796万4,000円となっているものであり、残額の33億6,488万8,000円を平成20年度から平成34年度までの15年間で支出の予定となっているものであります。現在一般会計では平成23年度の黒字転換に向かって赤字解消計画が進められているところであり、また今年度でむつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画が終了いたしますと、今後は川内病院、大畑診療所及び脇野沢診療所の不良債務解消のための病院事業経営健全化に取り組む予定でありますことから、これらへの繰り出しの状況を勘案しながら、むつ総合病院に対する債務の履行に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、仮に33億円を履行した場合についてのご質問ですが、債務負担期間についても15年間残っているものであることで、法的には問題ないと考えているものであり、またむつ総合病院ではこの未収入分を一時借入金で対応しておりますが、その利子については一般会計が負担しているものでありますことから、むつ総合病院の負担の増となっていないものであります。

現実問題として考えた場合、再生団体となれば、公共料金等の値上げや公共サービスの低下を招き、市民生活に多大の影響を与えることになりま

すので、再生団体はもちろん、早期健全化団体にもならないように計画的な財政運営に最大限努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の指定管理者制度につきましては、教育委員会より答弁いたします。

次に、新町地区の道路整備についてのご質問にお答えいたします。新町23番地区から24番地区の砂利道の寄附についてのお尋ねであります。当該道路については、昭和51年に宅地開発業者が開発行為として宅地分譲し販売する際、道路並びに公園の管理については開発事業者が行うとする協定が市との間に取り交わされております。また、市が寄附を受けるための基準であります寄附要綱では、現在の道路側溝の状況及び路面の状況が適合しないため寄附をお受けすることができないものと考えております。

市といたしましては、このような私道について、市民生活を考慮し、冬期間の除排雪並びに年2回程度の砂利道補修といった維持面について、これまでどおり実施してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、平成19年11月のむつ市議会第194回定例会において新谷泰造議員からご質問いただき、回答申し上げましたように、私道の整備の手法として、私道整備補助金交付制度が制定されておりますので、ご活用も検討していただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定管理者制度についてのご質問の第1点目、むつ運動公園等の委託料の総額についてであります。むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場、むつ市かまふせビレッジ及びむつ市民体育館

の指定管理料は年額5,299万円で、指定期間は3年となっております。

次に、指定管理の内容についてであります。関係法令や各施設の条例及び施行規則に従い、各施設の設備、物品の維持管理を適正に行うとともに、利用者の意見、要望などを考慮し、だれに対しましても平等に、公平に利用できるようにすることを条件としているところであります。

具体的には、施設の使用許可、利用料の徴収、施設の維持管理及び修繕のほか、施設の特性を生かした利用促進を図るための諸行事、大会等を企画することとしているところであります。

次に、2点目の人件費の節減についてであります。さきの第196回定例会において新谷泰造議員の一般質問に対し、人件費1,264万5,000円の節減を見込んでいる旨の答弁をいたしているところであります。これは市直営の場合の人件費と指定管理者制度へ移行するに当たり、積算した人件費の差額分ということであります。

教育委員会がむつ運動公園等を管理しておりましたときの職員数は、正職員5名と臨時職員6名の計11名でありましたが、指定管理者制度へ移行後は、業務量の減少に伴い、正職員が3名の減、臨時職員6名の減、合わせて9名の減となっているところであります。

これらのことから、教育委員会といたしましては、人件費の削減につながっているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 庁舎移転に係るご質問について、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

まず、移転経費の一部のみの計上は地方自治法第222条に違反するのではないかとというご質問であります。本事業については、今年度と来年度の2カ年にわたって継続費の設定を行っております。

すので、継続費も予算でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、単年度で終了する経費につきましては、その年度での予算措置を行うこととしております。

次に、合併特例債についてのご質問であります。本庁舎移転事業に係る合併特例債の額については、議案第82号の参考資料として提示いたしましたとおり、平成19年度から平成21年度までの3年間で12億5,620万円となるものであります。その年度ごとの金額につきましては、平成19年度では2,940万円の借り入れを行っておりますほか、平成20年度に5億8,080万円、平成21年度に6億4,600万円を予定しているものであります。

また、本庁舎移転事業に係る合併特例事業計画については、県及び国において全体事業計画について適債事業である旨の判断がなされ、平成19年度におきまして、10月30日付で県から起債の許可をいただいたものでありまして、当該事業の完了後の平成20年5月28日に借り入れを行っているものでありますことから、今年度の起債の許可及び借り入れの時期についてであります。ほぼ同様な時期になるものと思っております。

次に、庁舎移転に係る費用についてのご質問であります。地方債の制度において、庁舎建設事業に係る地方債の事業区分につきましては、一般単独事業の一般事業であります。その許可基準の中では、事業を進めるに当たって確実な財源を確保すべきとの観点から、基金が2分の1以上なければならないという国及び県の指導があります。これは、この地方債の充当率が70%と低く、国の財政支援措置も全くないこと等によるものであります。

今回本庁舎移転事業に係る地方債の事業区分につきましては、一般単独事業でも合併特例事業でありまして、一般事業と比べ充当率が95%と高く



なり、元利償還金が普通交付税に70%算入されるという有利な財政措置があるものであり、1点目でお答えいたしましたように、県からは適債事業である旨の認知を受けているものであります。

また、開放エリア整備事業もあわせ、約31億4,800万円とのご発言であります。地方債の事業目的におきましても、本庁舎移転事業と開放エリア整備事業は別な事業となりますので、今回お示ししました事業費の総額は28億2,238万5,000円となり、仮に2分の1を超えるかどうかという点においても、2分の1を超える自主財源15億円が確保されておりましたので、何ら問題がないものと認識いたしております。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 庁舎移転について、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

まず、庁舎移転後のランニングコストについてのご質問であります。さきの定例会においてお答えさせていただいたところでありますが、特に重油において市場価格が上昇しており、先行きが見えにくい状況にあります。現時点でのランニングコストの総額は4,590万円と試算しております。その内訳は、重油840万円、電気使用料3,600万円、水道使用料150万円です。このことから、現庁舎の約2倍と積算をいたしております。

次に、現庁舎と旧アークスプラザの耐震性にかかわる比較についてのご質問にお答えいたします。まず、地層構成状況と建物をくいで支持している地盤についてですが、地質調査の結果、両地域ともほとんどが恐山火山の噴出物で構成され、地表部は粘性土、以下砂質火山灰など、同様の地層構造となっております。

また、建物を支持しているくいの地盤のかたさも数字で示されておりますが、現庁舎より旧アークスプラザのほうがかたく締まった地盤にくいを支持されている状況にあります。

また、くいの比較をいたしますと、現庁舎より旧アークスプラザのほうが強度が高いくいを打ち込んでいる状況であります。このことから、基礎部分においても現行の設計基準で設計された旧アークスプラザが現庁舎を上回っている状況と受けとめております。

次に、建物が持つ性能についてであります。現庁舎においては昭和53年、旧建設省建築研究所による耐力度調査を実施し、補強が必要との結果から、昭和56年には必要箇所の補強を実施いたしました。平成7年に耐震調査を委託した結果、その判定値は震度5強程度の中地震に対し、安全であることを示しているものであります。現庁舎が持つ性能値が必要とされる性能値を下回り、今後発生が予想される震度6以上の地震に対し、耐震性が確保されていると申し上げたいとの報告がされ、それからさらに十数年経過し、構造体の耐力低下が懸念されるところであります。

また、旧アークスプラザにおいては、改正後の耐震基準で設計され、建築確認を済ませているところでありますが、この基準は震度5強程度の地震に対し、ほとんど損傷を生じないことを目標としたものであります。今回の改修設計で耐震壁、また一部柱を撤去したことに強度が減となりますことから、それを引き上げるため、耐力壁の増設をするなど、設計を進めてきたところであります。

このことから、建築基準法で定めるレベルの1.25倍とする改修設計を行い、震度6強に耐える構造となっているところであります。

また、マグニチュード幾らまで耐えるのかのお尋ねですが、マグニチュードの単位は、震源地での地震のエネルギーをあらゆる尺度であります。建築基準法では、その建物が建っている場所での震度を基準とした設計基準でありますことから、耐震強度についてはさきに述べましたことをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 財政再建についての1点目、人件費についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、過去3カ年の退職者数についてであります。公営企業職員も含めると、平成17年度と平成18年度がそれぞれ33名、平成19年度が42名となっております。いわゆる団塊世代の大量退職が既に始まっており、本年度以降5年間も毎年30名以上の定年退職者が予定されているところでございます。

また、国の推進する行政改革の指針に沿った集中改革プラン、さらにはむつ市の財政事情を踏まえ、職員採用に当たりまして、近年は退職者の一部不補充を実施し、人件費の圧縮に努めているところであります。

ちなみに、公営企業職員も含めました平成19年度の退職者42名に対しまして、平成20年度は12名の職員採用ということでございまして、約3億5,000万円の削減を行っており、人件費の相当部分におきまして、逼迫した財政事情の好転に向けて、少なからず身を削っているものと認識しているところでございます。

次に、過去3カ年におきまして、市の関連施設に再就職した職員は何名いるのかとのお尋ねであります。むつ市の場合には市で出資している大規模な法人や業界団体等がほとんどございませぬので、再就職先が皆無に等しい状況にございます。また再就職のあっせん等も行っておりませぬので、職員の再就職につきましては把握してございませぬ。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず、移転手続の件について、地方自治法第222条についての前回の6月定例会での理事者の答弁についての回答がないと思うの

ですけれども。私今なぜこれを質問しますかという、前回、この答弁が出たおかげで、次が進まなかったものですから、もし聞き逃したら、もう一度説明願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 市長答弁で申し上げましたように、もう一回読みますと、「市庁舎の位置の変更に関する条例の制定時期を建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市の事情によっていずれでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でない」ということが行政実例として挙げられている。このことは、後段で申し上げましたように、現庁舎の位置が不相当だということで、位置の変更ということについてお尋ねをしているにもかかわらず、土地の取得については言及していない、問題にしていないわけございまして、建築着工前か建築完了後かということに限定しているということでございます。そういうことで、土地の取得については、これは取得したのが違反するのではないかということのご指摘でございますけれども、私どもとしては違反していないというふうな判断でございます。

さらに、あくまでもこれは当該事務所の位置の変更の条例制定時期、これを建物の建築着工前とするか、完了後にするかということにつきましても、これについてもいずれでもよいという前提があるわけです。それもさらに当該市町村の事情によるということが前段にあって、その後でできるなら予算をきちっとおいたほうが、見通しを立てておいたほうがいいですよということでございますので、法律違反はないものと判断しているところでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） それは、今第1点の論点ですので、その論点は地方自治法第4条と行政実例に

違反するかという問題で、それは後でやります。今私が聞いているのは、地方自治法第222条の予算先議の原則から、要するに簡単に言いますと、結局結論が土地購入あるいは土地は別ということになりますという結論を導いているわけです。その後、私前に一般質問の際にも、議長からこれでいいのかと言われたのですけれども、私はそのときに、地方自治法第222条でとっぴ出てきたものですから、うちに帰って調べてみましたら、地方自治法第222条の予算先議の原則からどのように考えたって、この土地の購入とか土地が別だという結論は出てこないのです。その説明をお願いしたいのです。間違っているのだったら間違っているとさえいいし、そこをよろしく願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、説明したつもりなのでございますが、行政実例でいきますと、行政実例の問い合わせが役所の位置の変更、位置の変更ということは、土地が変わるということですね。だから、そのことについての問い合わせをしたにもかかわらず、問題として答えが返ってきたのは、建築着工前か、建築完了後かということで、これは建物のことを言っているの、土地のことを言っているのではないということで、土地の購入時期というふうなのはいつでも構いませんよということが読み取れるものと思っているということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） だから、今の行政実例の件は後でやりますというの。だから私が言っているのは、次にと、読みます、もう一回、時間もったいないけれども。次に、地方自治法第222条について、前回の6月定例会で理事者は、「地方自治法第222条に定められております予算先議の件とい

うことで」と言っていますね。ここです、問題は。「事務所位置変更条例の制定時期ということでございませけれども、いわゆる条例の制定時期、これにつきましては、事務所の建築着工前ということで、着工ということは、今の土地の購入ということと、それから建設ということと、これは違うわけございまして、今の着手というのはあくまでも新事務所のいわゆる役所の着工、整備ということでございまして、土地の購入あるいは建物の購入というのは別ということになります。」では、予算先議の原則というのを説明願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 新谷泰造議員おっしゃっておりますのは、土地、建物を買った、そのことがいわゆる事業着手であるということで、それはその予算を先議しないうちにそうしたの間違いでないかということだろうと思うのですが……

（「違う」の声あり）

○総務部長（新谷加水） そうでないですか。違いますか。そういうことだと思うのですけれども、この行政実例でいきますと、建築、建物を建てる、いわゆる着工、着手でなくて着工。着工する前か、あるいは完了後かということの問題にしているということでございまして、それについては当然ながら建物の整備費というふうなことを当然予算先議の原則に沿って見通しをつけておかなければいけないと、こういうことだろうというふうに思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 済みません、では予算先議の原則と、その着工とか、土地の購入ということについて、ではそこから出てくるというのを説明していただけないでしょうか。行政実例は私この場合聞いていませんから、行政実例は、今これ終わった後にやりますから。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 質問のご趣旨がなかなか私どもにも理解ができない部分がありますけれども、先ほど壇上でお答えしたとおりでございます。

予算を伴う条例案というふうなことでございますけれども、この法の第222条、これはもうあえて全文をお話するものではないかと思えます。新谷泰造議員既にご承知だと思えますけれども、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないというふうなことでございます。それが222条でございますので、私たちはその形で進めているところであると、こういうふうにご理解をしていただければなと思えます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） ですから、その予算先議の原則から考えていきますと、この結論は出てこないのではないですかと言っているのです。新事務所の、いわゆる役所の着工、整備ということでございますので、土地の購入あるいは建物購入とは別でございますとか、予算先議の原則というのを理由に挙げているわけです、最初に。だから、この解釈間違っているのなら間違っているでいいのです、私。ただ、この間違った解釈によって私は前回の質問がここで途切れてしまったわけです。だから、間違った回答をしないしてほしいという理由なのです、今しつこくやっているのは。だから、これを答弁した方に説明してもらえばいいのではないですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 予算の先議というふうなことは、憲法の第60条で、これは衆議院の予算先議というふうなことでございまして、予算先議というふうな形でなくて、予算の先行審議というふうな言葉を使わせていただきますと、予算の先行審

議にのっって今の定例会で補正予算を審議していただき、先般御議決をいただいて、そしてさらに12月定例会で位置の条例等についてのお諮りをさせていただくというふうな形で、予算をあくまでも先行審議して、その建物を改修していきますということで一昨日議決を可決いただいたというふうなことでございますので、私たちはあくまでも予算を先行審議させていただいているという、この地方自治法第222条には違反はしていないというふうに思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私今地方自治法第222条に違反するかないかということを知っているのではないのです。これは、私がさっきから読んでいるのは、前回の理事者が答弁したのは間違っているのではないかと。私理解できないから、わかるように説明してくれとさっきから言っているのですけれども、行政実例の件は別だということです。だから、地方自治法第222条の解釈論からこの結論は出てこないでしょうとさっきから言っているのです。論点はそこなのですけれども。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） なかなか新谷泰造議員のお尋ねの趣旨が理解できないのであります。私たちは、予算の先行審議というふうなことをお願いをして、一昨日議決を可決いただいたということで、そのルールに従って予算を先行審議するべきであるというふうなことでの進め方をさせていただいているわけで、それは今お手元にあるのは、6月定例会の会議録か何かなのかなと思えますけれども、ちょっと今手元に持ち合わせておりません。しかしながら、基本線は私たちは変わっていないと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） いや、私これを通告していなければここまで言わないのですけれども、ここは

こういう具体的にやるから、きちんと説明お願いしますと言っているわけです。そのときに、あえて私はこのわからない説明によって、前回の一般質問がとめられてしまったわけです。次に突っ込みようがなかった、わけわからないから、私にとっては。だから、これをわけわかるようにさっきから説明してくれと。だから、お貸ししますよ、この部分を読んで、やった方、説明してください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私のほうから新谷泰造議員にお尋ねをする立場ではございませんので、お答えをしていくだけの一方的な立場でございます。その部分におきましては、ちょっとまだ私自身が、今新谷泰造議員のお尋ねの趣旨がなかなか理解できないのでございます。あくまでも予算を先行審議していきますと、それは改修費のことなのかどうなのか。

また、ちょっとその言葉の端々に、推測でございますけれども、土地を取得したことがということなのかどうか、それが地方自治法第222条に違反するというふうな判断でのお尋ねなのか、ちょっとよくそのところ理解が私できないのでありますけれども、ご質問の趣旨が。もう少しかみ砕いてお話をしていただければお答えできるのかなと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） いや、私もわからないから質問しているのであって、だから今これ会議録の抜粋ですから、これをお貸ししますから、説明してください。私は、これはあり得ないと思っているから今までやっているのですから。

（「そこでもう一回わかるように  
言ってみて」の声あり）

○3番（新谷泰造） いやいや、だから……

（不規則発言あり）

○議長（村中徹也） 議長から質問者及び理事者に

申し上げます。

質問と答弁が全然かみ合いません。そこで、異例ではありますが、質問者にお尋ねします。要するに前回地方自治法第222条というものは、庁舎の住所変更の条例が先ではないのか、予算を先に上程するのは違法ではないかということで、今質問者が質問しているのは、庁舎の住所変更、いわゆる特別議決ですね、そちらのほうか先ではないのか、予算を先にやるのは違法ではないかということを探っているのではないですか。そうでなかったら、6月定例会と言っていますが、前の口述書を読んで、わかりやすく理事者に答弁を求めてください。

理事者にも申し上げます。ない資料があるのなら、議長に休憩をとって資料を用意するなり、1時間という与えられた時間ですので、質問者に誠意を持って答弁するようにお願いします。

3番。

○3番（新谷泰造） 今議長が言われたことは、これから私がやる論点なのです。私が聞きたいのは、地方自治法第222条で前回答弁しましたけれども、解釈が出てこないから、間違っているのではないかというのをさっきから言っているわけです。だから、間違っていないのだから、だったらこの会議録ありますから、わかるように説明してほしい。

○議長（村中徹也） もう一度今のところ言ってもらえますか。私の言ったことではないということですね。その後のことをもう一度お伺いします。

○3番（新谷泰造） それで、前回6月定例会で理事者は、地方自治法第222条に定められた予算先議の件でと説明しているのです、その部分を。私は、この部分はわからないから、通告のときに、これは質問するからわかるように説明してくれとあえて注意しているのです。だから、それが出るかと思ったら、出ないので、その解釈私間違っていると思うのですけれども、何か……

○議長（村中徹也） 今理事者に答弁させますが、予算先議という言葉を使っていますが、地方自治法第222条、いわゆる予算先議でも住所変更の特別議決、どちらでもいいということになっているのです、解釈としては。そういう意味で理事者は言ったと思います。そこら辺を理事者に答弁させます。

総務部長。

○総務部長（新谷加水） 予算先議の件ということでございますけれども、これは位置の条例、これとリンクされているわけでございます。そのために今関連して、あわせてお答えをしているということでございまして、位置の変更、この条例の制定時期、これが建築の着工前なのか、完了後なのか、これについては予算先議といいますが、予算のめどをつけてから出ささいというふうなことが行政実例として挙げられているということなのです。だから、建物の着工ということ、いわゆる私どものほうでいくと、建物の整備、整備しないと役所として使えないわけですから、そのままでは使えないということで、その整備費を予算先議していただくというふうなことでございまして、今議員おっしゃっている土地、建物を購入したということは、それはこれと違うということを申し上げたということでございます。前回にも同じようなことを申し上げております。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 済みません、あと何分ですか、1時間という。

○議長（村中徹也） 6分です。

○3番（新谷泰造） では、この点はまた次回やるといたしまして、さっきの行政実例の件だけ、ここを言わないと何質問したかわからなくなるので、そこをやります。

先ほど市長から答弁ありましたけれども、時間

がないので、簡潔にやりますけれども、ただその後が続くのが、その位置の事務所を変更する条例が否決されるおそれのない場合には建築着工工事後の完了後でも一向に差し支えないとあるわけです。何回今まで聞いても、このおそれのない場合というのは話はしないのですけれども、これを結局その当時の、平成18年9月12日の議決のときには、市長が議長をやっているときに一たん否決されているわけですよ。それで、その後32対26ですか、それで平成18年10月31日の議会で議決されているわけです。そうすると、この場合には僅差で議決されていますので、おそれのない場合とは言えないのではないかと。だから、私は行政実例に違反するのではないかとっているわけです。

次に、もうあと3分ぐらいしかないので、最後の主張だけ言って終わります。

では、最後の主張だけして終わらせていただきます。最後に、むつ総合病院が一部事務組合下北医療センターに属さずむつ市単独の病院であるならば、平成18年度決算のむつ市の累積赤字は54億円であり、実質赤字比率は32.54%であり、夕張市と同様、明らかに財政再建団体に該当します。もし将来国の財政再建基準が見直され、むつ総合病院とむつ市が連結決算されるようになると、その時点でむつ市は財政再建団体になるのであります。財政再建団体になれば、夕張市のように病院もなくなり、市民会館もなくなり、図書館もなくなります。歳入の増加を図るため、市民税、使用料、手数料の値上げ、ごみの有料化を進める一方、歳出カットのため公衆浴場、公園等の公共施設の廃止、人件費抑制として市職員の早期退職を進めた結果、職員の数が減少し過ぎ、行政運営に支障を来すおそれが生ずるのです。困るのは弱い立場の市民なのです。したがって、現時点で庁舎建築の積立金不足になったのであるから、財政再建が完了するまで庁舎移転をやめていただきたい。

以上で一般質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第197回定例会に当たり一般質問をいたします。

先日の世論調査の結果、年金や医療、介護福祉など、70%の国民が将来に対する不安を感じているといたします。私たちが選んだ政権による過剰なまでの市場原理主義が日雇い派遣労働に象徴されるように、その日暮らしの不安定な労働形態を助長しながら、大企業の好景気が雨水が地面にしみていくように、やがて家計、勤労者に及んでいくといった戦後最長の好景気も全くの空景気に終わり、北京オリンピックの終了とともに原油が値下がりして、幾ばくか安堵の気分に戻る間もなく、アメリカと中国のバブル崩壊により日本の経済が根底から崩壊するという懸念があるといたします。

小泉、竹中路線を継承した安倍前総理に続いて9月1日、福田総理が突然の辞任会見をいたしました。この政権投げ出しにより日本は、経済の失墜に加え、国際的信用を失墜するとともに、安保健衛政策はもとより、国民生活が今後どうなるのか、大きな混乱の中にあります。官僚に支配され

る政治家がいつまで待ってもこの国の形を示すことができない国政の混乱と、さらに広がっていく地域間格差、市長にはそれでもなお市民の暮らしを守るという重大な責任が課せられています。

今むつ下北は、相も変わらず進出する企業もなく、働く場所がないことから、若者が定着できないじり貧状態で、高齢化と人口減少が確実に進行しています。原子力半島と言われるほどの原発関連施設から得られる交付金や税金、果ては寄附金を箱物の建設とその運営費や職員の給与に充当すればいいというものではありません。混乱する国政を横目で見ながら、ここはやはりこれからのむつ下北が何によって生きていくのか、下北半島の名士たるむつ市が地道に地場産業の育成をしていくべきと思うのであります。

第1点目の漁業の振興対策についてであります。燃油高騰により、全国の漁業者が悲鳴を上げています。本県におきましても、八戸、大畑のイカ釣り漁業を初め漁船漁業が壊滅的な影響を受けていることから、当市においても大畑町漁協田高組合長以下関係者が6月18日、宮下市長並びに村中議長に支援の要請を行い、7月15日には漁師のストライキとも言うべき全国一斉休漁と全国漁民大会を開催し、窮状を訴えるという前代未聞の事態に立ち至っております。省エネに取り組む漁業者グループに対して燃料値上がり分の9割を国が負担するという緊急対策も、80億円の予算は実施の段階で不足し、実証事業開始が遅延、調整中であり、資料作成など、大変な作業をして申請はしたけれども、前途は五里霧中だといえます。一日も早く緊急対策が実施され、漁業者の皆さんが安心して操業できる日までむつ市としても、議会としても全面的に支援をしていかなければなりません。

一方、市町村合併の後、津軽海峡に面した海岸線は直線距離でこれまでの関根浜漁協所管の5キ

ロメートル余りから大畑町漁協所管10キロメートルの沿岸が加わったことにより15キロメートル余りと広大なエリアになりました。この海岸では、定置網、底建て網を初め刺し網、かご漁や一本釣り、そしてウニ、アワビ、昆布、ワカメ等さまざまな漁業が行われており、多くの漁業者がこれらによって生計を立てておられます。

若いころは、遠洋沖合の漁業に従事した方も、引退後は沿岸での漁業に従事している方も多くおられます。きょう大畑町では、まちづくり団体の提案で、平成9年2月、森からの栄養塩類が海藻の森を育て、水生生物の増殖や小魚のすみかとなることで水産資源の増殖が図られると提唱する北海道大学水産学部の松永勝彦教授を招聘し、「森が消えれば海も死ぬ」と題して、いそ焼け対策の講演会を開き、これがきっかけとなって、また「森は海の恋人」というキャッチフレーズのもと、全国的なブームとなったこともあって、11年間にわたって植樹活動が続いてきました。しかし、11年前に植樹した苗木も活着せず、看板だけが立っているという状況にあり、期待するような効果が見られないばかりか、国有林の乱伐により、雨が降るたびに林道の崩落等により泥水の垂れ流しが続いています。

いそ焼け現象は、海底の石が石灰層に覆われて白く変色し、植物の発生を阻害することから、海の砂漠化とも言われるように、海藻の森が消滅して生物の少ない生産性が極端に低下した現象であります。この原因としては、森林破壊による森からの栄養塩類の減少、ウニによる食害、海水温の上昇などいろいろな要因があるようです。平成9年7月の東奥日報の記事に、いそ焼け対策に取り組んできた佐井村漁協の歴史が紹介されています。それによりますと、下北のいそ焼けは、江戸時代にまでさかのぼり、海底の清掃、岩礁の爆破、グラインダーによる石灰層のはぎ取り、高圧噴射

装置によるはぎとり、漁船で鉄製の漁具を引き回すなど、大変なご苦勞をされながら藻場の再生をしてきたといえます。

数年前、襟裳の海岸を視察してきました。ただか50年くらいの歴史です。東通村尻屋の海岸林は明治時代からの長い取り組みがあったといえます。いずれも人間が樹木を伐採し、根までも掘り返して燃料としたことが原因で、土砂が海に流出して藻場が失われ、ウニやアワビが育たず、魚も寄りつかなくなって、漁民は困窮を極めたと言われます。

先日テレビを見ていましたら、昆布の密生する利尻の海で、ウニやアワビが揺れ動く昆布によじ登って食べている映像がありました。沿岸の漁師が欲しいのは、値段の高いヒラメやブリですが、彼らがえとしているのはアジやイワシで、イワシのえはオキアミなど動物プランクトンで、動物プランクトンのえさは植物プランクトンなのであります。突き詰めていけば、光合成をして食料を生産する第1次生産者と言われる植物に行き着くのです。米だって、人間が田植えをして栽培はしていますが、食べ物となるでん粉や炭水化物をつくっているのは植物なのです。

サンゴの海や海藻の森がCO<sub>2</sub>を吸収して酸素を排出し、温暖化を抑制するといえます。今盛んに人間活動による環境破壊が原因となって温暖化や地球規模の気候変動が進行しており、各国政府により取り組みが求められておりますが、さきの北海道洞爺湖サミットでも有効な打開策が見出せないまま終了したようであります。

一人一人ができることを着実に実行していくことが求められています。と同時に、自治体としても温暖化対策を進めるべきであります。事務事業から排出されるCO<sub>2</sub>削減というだけでなく、積極的に効果のある事業を展開していくべきであります。



先ごろ北海道に行く機会があって、寿都町のいそ焼け対策としての藻場造成試験事業を視察してまいりました。これまでは、いそ焼け対策として植樹活動をしてきたが、一向に効果が見られないことから、早く海に養分を届ける方法として、昨年の秋に製鉄所から発生する製鋼スラグと腐葉土や魚のしめかすを混合したものをサプリメントとして河川の河口や海中3カ所に設置したところ、いずれの箇所でも昆布やホンダワラが密生し、特に海中に設置した箇所では周辺30メートルの範囲の昆布は2メートルにまで成長していました。この方式は、腐植酸鉄と言われるイオン化した鉄分の微粒子が海藻の成長を促す栄養素として不可欠なものであり、昆布などの発芽にも必須の条件だといえます。

植林による森からの水や養分の供給は、50年、100年単位と気の長い取り組みが必要であります。今現在の漁業振興策としては、即効性のあるいそ焼け対策が必要だと思いますことから、一つ、津軽海峡沿岸におけるいそ焼けの現状認識はいかに、一つ、いそ焼け対策はいかに、一つ、施肥による藻場再生を図るべきだと思いますことから、市長の答弁を求めるものであります。

次に、第2点目の組織機構と人事配置についてであります。合併をして4年目に入りました。杉山前市長から宮下市長にかわられて1年余り、平成20年度は新市長として初めての人事異動と、思い入れが反映されて広報広聴機能の強化が行われました。市長の政策推進への強い意気込みを感じ、かつまたそのことで着実に政策遂行に成果を上げておられることに対しまして、敬意を表するものであります。

合併につきましては、今なおそれぞれ評価の分かれるところであり、合併はしたが、一つもいいことがないという声が聞かれることも事実であります。基本的には、旧町村の時代よりもっと生

活環境の整備や産業基盤の整備、就業機会の拡大、つまりは生活の向上がなければなりません。旧町村には、それぞれの成り立ち、自然条件や産業、文化など、当然のことながらそれぞれの特性があり、そこに暮らす人々の思いもまた異なるものがあります。それぞれの地域の人々の思いがどうしたら正確に市長に届くのか、そしてまたその願いがどうしたらかなうのか、議員としても重大な責任を感じております。

政策の遂行には、財源の問題があります。限られた財源の中で何を優先するのか、そしてまた組織、機構と人事の配置であります。現状を見ますと、部長を頂点として予算の獲得、配分、執行と縦割りの組織となっています。先日分庁舎の担当をお願いしたことがあり、本庁に問い合わせをして返事をするという回答をもらいました。2日後に会議のついでに本庁の担当者に聞いたところ、分庁舎からは何の連絡もなかったとのことでありました。本庁と分庁舎の連携ができていないのではありませんか。そしてまた、部長級職員が配置されている分庁舎所長の職務が各種団体の会議に出席すること、イベントへの対応だと聞きました。

市長、これでいいとお考えですか。私は、広域行政のように旧むつ市を含む各地域にそれぞれ庁舎を置いて予算も各課で積み上げたものを地域の予算として所長に支出の権限を持たせる。その上に本部を置いて市長が全体を統括する方式など、抜本的かつドラシックに改革を断行すべきと思います。本庁と分庁舎の位置づけと分庁舎所長の職務のあり方について、一つ、本庁舎と分庁舎の情報伝達と行政の執行は的確に行われているのか、一つ、分庁舎所長の職務と権限はどうなっているのか、一つ、予算執行権を含む決裁権限はあるのか、一つ、所長に各分野にわたる地域の実情を把握する権能を付加すべきについてお伺いをい

たします。

次に、人事交流と人事の適正配置についてであります。以前から人事配置の偏在性を感じておりまして、調査をいたしました。旧むつ市を除き4月1日現在の旧町村出身者の比較をしてみましたところ、川内町が部長3人、次長4人、課長7人の合計14人です。脇野沢が部長1人、次長3人、課長5人の合計9人です。これに対して大畑町が部長ゼロ、次長1人、課長5人、合計6人です。この6人の中には、幼児施設の女性職員2人を含んでいます。このうち各庁舎における地元出身の課長が川内5人、脇野沢4人、大畑2人です。これは、私は意図的なものを感じます。市長、これはどういう意味ですか。

人事交流によって観光対策やサル、クマ対策を含む農業など、産業振興の部分では大きな成果があったと認識をしています。しかし、やはり地理不案内で苦労しているといえます。これらの経験則から、分庁舎の幹部職員は地域の地理的条件や実情を知り尽くし、なおかつ本庁との意思疎通ができる地元出身の人材を配置すべきと思うのであります。いわんや分庁舎の所長は、そのうえにおこの地域を何とかしなければならないという強い思い入れを持った優秀な人材でなければなりません。一つ、4月1日現在、旧町村別の総括主幹を除く課長職以上の職員の数はいかに、一つ、分庁舎の課長以上の職員のうち地元出身者の数はいかに、一つ、分庁舎に地元出身の所長及び課長を配置すべき。この3点についてお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、津軽海峡におけるいそ焼けの現状はいかにについてであります。近年日本各地

の海岸でいそ焼け現象が起き、大きな環境問題として、その対策が検討されておるところであります。いそ焼けの原因については、海流の変化、ウニによる食害等さまざまな要因によると言われておりますが、いそ焼けの状況につきましては、十分認識し、その対策の必要性は重々承知いたしておるところであります。

津軽海峡におけるいそ焼けの現状等詳細につきましては、担当部長から説明をいたさせます。

次に、第2点目のいそ焼け対策はいかにについてであります。多くの水生生物が増殖し、磯根漁業の基幹をなす藻場につきましては、現状を把握し、常に適切な漁場管理をしていかなければならないものと考えておるところであり、各地での取り組み等の状況を収集するとともに、いそ焼けの要因の一つとされる栄養塩の不足や土砂等の流入防止対策として森林が沿岸の漁業環境の保全に果たす役割の大きさを改めて認識し、県や大畑町漁業協同組合はもちろんのこと、下北森林管理署に対し、森林の健全な育成や保全を今後とも粘り強く要望してまいりたいと存じます。

大畑地区における漁業協同組合等の取り組み状況については、担当部長から説明をいたさせます。

次に、第3点目の施肥による藻場再生を図るべきについてであります。藻場の再生に取り組んでおられる貴重な情報をご提示いただきましたが、青森県水産総合研究センター増養殖研究所におきましても、昆布藻場のいそ焼けや雑海藻からの回復技術等の研究がなされておるとも伺っておりますことから、さまざまな角度から地域の实情に合ったものを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、本庁と分庁舎の位置づけと分庁舎所長の職務についてのご質問にお答えいたします。ご存じのとおり、合併によりむつ市は県内で最も広い面積を有する市となりました。合併後の行政区域

の拡大に対し、各分庁舎には本庁の各部と直結する課を配置して、市民の皆様から寄せられる要望等に迅速に対応できる体制をとり、日ごろから職員に対しては市民の目線に立ったサービスについて心がけることを督励しているところであります。しかし、職員数を減員して効率的な組織運営をしていかなければならない昨今の状況下にあります。ましては、公共施設への指定管理者制度の導入、ICT等の活用による事務効率の向上、職員の能力の向上などを進めておりますものの、今後も分庁舎を総合支所的に運用していくことは非常に困難になりつつあると言わざるを得ません。

分庁舎所長には、所属職員の指揮監督に加え、本年4月からは地域特性のある重要事項の総合調整及び推進という職務を担わせることといたしました。サービス関係以外の専決権はほとんど付与されておりません。分庁舎各課が本庁舎各部と直結する縦割り構成が本庁と分庁舎の役割分担をやや不明確にしているという点は否めないところでありますし、それがまた分庁舎所長の立場と権限のあいまいさを招いている一つの原因でもあらうと考えております。

そこで、分庁舎については所長の守備範囲を広くし、権限も強化することによって地域のことは極力地域の意向に沿った処理がなされるようにしていきたいものと考えているところであります。ただし、あくまでも施策の公平性は保たれなければならないことは言うまでもありません。

具体的には、分庁舎所長及び本庁各部長は互いに連携をとり、連絡を密にし、各分庁舎所長は担当地域内のすべての事務事業及びそれを取り巻く地域事情の把握に努め、地域の特殊事情、要望をどのように施策に練り込めるかに努めることを旨とし、本庁各部長は事業の一貫性、全体的な理念、公平性の保持などを追求することに努めることによって、組織全体として公平公正かつ地域に配慮

した施策展開となるように図っていくこととしたいと考えているところであります。

また、組織についても分庁舎各課はこれまでの本庁との縦割り構成から課の垣根を取り払って一本化し、分庁舎所長の権限下で流動的に活動できるようにしていきたいと考えているところであります。

さらに、分庁舎においては軽微な道路補修、砂利等の敷設、側溝補修、清掃など、特に住民生活と密接にかかわる部分については迅速な対応がとれるように予算の専決権を分庁舎所長に付与し、地域のために即断即決の形で取り組めるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人事交流と適正配置についてのご質問にお答えいたします。私からは、ご質問の要点の第3点目の分庁舎に地元出身の所長及び課長を配置すべきとのご質問にお答えいたし、第1点目及び第2点目の数値的なものにつきましては、後ほど担当部長から説明いたさせますので、ご了承いただきたいと存じます。

先ほどの本庁舎と分庁舎の位置づけと分庁舎所長の職務についてのご質問の中でも申し上げましたように、現在地域住民にご不便をおかけすることなく、すべての業務において迅速かつ柔軟に対応できるよう分庁舎機能の強化を検討しているところであります。これにつきましては、分庁舎の組織や機能の見直しも大事ではありますが、何をおいても市民の皆様とじかに接する職員の能力向上が重要であると認識いたしているところであります。

合併後の積極的な人事交流により3年を経過した現在、徐々にではありますが、その効果が始まってきているのではないかと感じているところであります。しかしながら、3年といいましても、職員にとりましては1つの部署を経験できるにと

どまることから、人材育成という見地からいたしますと、まだ過渡期であると言わざるを得ません。このようなことから、おでかけ市長室や市長への手紙の中でも議員ご指摘のとおり、地域の実情のわかる職員の配置を望む市民の皆様の声も少なくないことは承知いたしているところであります。市全体の均衡ある発展を期すうえで、さらには合併後の一体感の醸成といった長期的な観点からも、人事交流による職員の人材育成に時間を割くことは避けては通れない道であると考えております。

しかしながら、人事配置におきましては、地域に精通したベテラン職員の活用や女性職員の積極的な登用など、適材適所を第一義とし、加えて分庁舎所長を中心とした組織力を発揮できる体制づくりも検討いたしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 漁業振興についての1点目、津軽海峡におけるいそ焼けの現状はいかについて、市長答弁に補足説明させていただきます。

津軽海峡におけるいそ焼けの現状についてであります。いそ焼けは高水温など、海峡の変化、窒素や燐などの栄養塩の不足、河川からの土砂等の流入、ウニやマキガイ等の食害などが原因で発生すると言われており、本県におきましては、特にウニの食害による影響が大きいと考えられております。

いそ焼けの現状は、当市大畑町北通りの木野部、赤川方面、東通村、風間浦村、大間町、佐井村においてもそれぞれ程度の違いはあるものの、いそ焼け現象が確認されております。

議員ご承知のとおり、マコンブは沿岸漁業者にとりましては貴重な水産資源であることから、それぞれの地域ではその対策として、実情に合った独自の方法でウニの駆除や藻場の造成等に取り組

んでいると伺っております。

次に、2点目のいそ焼け対策はいかにについてであります。藻場では食物連鎖によって水産資源の増殖が図られるとされており、特に藻場に自生するマコンブは経済的価値が高い海藻類で、水産物として漁獲されるほか、ウニやアワビの良好なえさともなり、磯根漁業の根幹をなすものであります。

大畑地域では、北海道大学水産学部松永勝彦教授の森からの栄養塩類は海藻の森を育て、水生生物の増殖や小魚の生息場所となることで、水産資源の増殖が図れるとの提言を受け、これまで植樹活動を実施してまいりました。また、大畑町漁業協同組合では、沿岸漁業の振興を目的として、平成5年からウニ漁場への稚ウニの放流、マコンブの増殖対策としての海の森づくり事業、アワビの稚貝放流、サケ、サクラマス等の放流事業等を実施しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 組織機構と人事配置について市長答弁に補足説明をさせていただきます。

先ほど課長級以上の職員の数につきましては、若干議員からお話もあったように思いますが、改めて申し上げますと、まず4月1日現在の旧市町村別の総括主幹を除きます課長職以上の職員の数につきましては、市全体で部長級職員が21名、次長級職員が47名、課長が36名、総括主幹を入れますと、課長級職員は98名ということになりますが、合計で104名、総括主幹を入れますと166名ということになります。

全体の内訳といたしましては、旧むつ市職員が75名、総括主幹を入れますと102名ということになりますが、部長級が17名、次長級が39名、課長が19名、ここに総括主幹を入れますと、課長級としては46名ということになります。

それから、旧川内町職員につきましては14名、総括主幹を入れますと27名ということになります。部長級が3名、次長級が4名、課長が7名、総括主幹を入れますと課長級は20名ということになります。

また、旧大畑町職員につきましては6名でございます。総括主幹を入れますと21名ということになります。部長級はゼロ、次長級職員が1名、課長が5名、総括主幹を入れますと、課長級職員は20名ということになります。

また、旧脇野沢村職員につきましては9名で、総括主幹を入れますと16名ということになります。部長級が1名、次長級が3名、課長が5名、総括主幹を入れますと、課長級は12名というふうになっております。

次に、分庁舎の総括主幹を除きます課長職以上の職員の地元出身者の数についてでございますけれども、川内庁舎につきましては5名、大畑庁舎につきましては2名、脇野沢庁舎につきましては4名の配置になっております。ちなみに、しつこいようですが、課長級職員であります総括主幹を入れますと、各分庁舎の課長級以上の地元出身職員は、川内庁舎が11人、大畑庁舎も11人、脇野沢庁舎が8人というふうになっております。また、各庁舎には1名ずつ次長級の地元出身職員も配置されてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） まず、沿岸漁業対策についてでありますけれども、いろいろ答弁ありました。だけれども、県がその地域の実情に合った沿岸対策をやるというようなこともあったようですが、私これ寿都町の実験を見てまいりまして、そしてすごいなと思ったのです。去年の秋に施肥、サプリメントを投入した箇所、次の年にはもう昆布が7月段階で2メートルになっている。山に木を

植える、これは確かに継続的にやればいいです。ただ、今までやってきたみたいな規模では、全く活着もしないし、営林署から提供された土地、何ぼ植えても木がおがらない、そういう状態です。そして、植えても意味のないところに植えている。そして、その陰ではめちゃくちゃに山を壊している、伐採で。林道をつくって、その林道が雨降るたびに崩落をして泥水が流れてきている。こういう現状を放置しながら、いろいろ国有林のほうにもお話をしているとかなんとかという甘い話ではないのです。これは、私は漁民ともどもむしる旗を持って抗議しなければならないというくらいのことなのです。そして、この件については旧川内町出身の、今本庁舎においでになる職員が、随分体を張って、営林署とけんかをして泥水をとめたという経緯があるのです。すばらしい職員がいます。私は、そういう職員を育成していく、そして上に立つ者として市長もやはりそういう認識をきちんと持って、組織的に国有林問題に取り組んでください。

それから、今漁船漁業が壊滅的な打撃を受けています。漁協関係者の方も、漁船漁業がもうつぶれてしまう可能性があるという悲鳴を上げています。そのときに、確かに担当のほうで書いた答弁書を市長が読むわけですから、それでいいのですけれども、市長として、私は即効性のある沿岸対策を即座にやるべきだと。そして、沿岸を今からちゃんとしていかないと、漁船漁業が落ち込んだときに漁師の皆さんどうしますか。私は、この辺を市長のちゃんとした答弁をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今澤藤議員の山に対する思い、そしてまた海、海の部分は沿岸漁業というふうなことでのその思いを重々その意気込みと、またこれまでの澤藤議員の活動に対して敬意を持つ

ている一人として、私の思いということをお伝えさせていただきたいなど、こう思います。

長期的には、先ほど澤藤議員お話しのように、森は海の恋人、それはもう30年、40年前から岩手県三陸のほうで植林をしていって、そして海を回復させていったというふうな事実も私は承知しております。私もできるだけその思いを非常に自然の輪廻と申しますが、環境と申しますが、回転と申しますが、そういうふうなものは大切にしていかなければいけないという思いで、積極的に植林等にかかわってきた経験もございます。また、大いに植林事業、これも進めていかなければいけない、こういうふうな思いも共有はしております。しかし、今澤藤議員自席のほうでお話しになりました。植林をする一方で伐採というふうな形、そして山が荒れているというふうな現状をお聞きしまして、その部分については、やはり行政としてどういうふうな形がとれるのかということは、しっかりとこれは検証もし、そして訴えるべきところは訴えていかなければいけない、こんな思いを今改めてしたところであります。

さらに、即効性のあるというふうな形のご提案、ご意見ございました。この部分につきましては、藻場の再生に取り組んでいるというふうなことで、先ほど来お話しした北海道の寿都町ですか、その部分、よく研究をさせていただきます。今私全くその部分については承知をしていないのですけれども、澤藤議員が視察に行ったというふうなことはある場面を通じて何か情報は入っていましたけれども、その内容等については今さまざまな部分で、また澤藤議員からご教示もいただかなければいけません、そんな思いでございます。また、漁業関係者の方々のご意見も伺わなければいけません。さらに、県の水産総合研究センター増養殖研究所でも今現在研究がされているということ、そういうふうなさまざまな情報を私自身収集する

段階でございます。

しかしながら、先ほどちょっと気になったお話がございました。サプリメントというふうなお話がございました。しかし、それは、サプリメントというのはよく我々もさまざまな場面で、例えばコレステロールが下がるサプリメントだとか、それから何か低減するサプリメントというふうな、即効性のあるサプリメント。しかし、そのサプリメントによって全体の調和、自然の環境の調和というふうなものが、聞いた瞬間でございますけれども、崩れないのかなというふうな部分も、私ちょっとその部分もやはり研究の一つのテーマとしていかなければいけないのではないかなと、こんな思いをしております。

私自身も、今この一般質問を、部局が書いたものを読んでいるだけというふうなご指摘がございましたけれども、その中でも私なりに研究をさせていただいて、今答弁をしているわけでございますので、その部分は決してただ読み上げているというふうなだけのとらえ方ではなくて、これを契機にまた一層私自身も研究を深めていかなければいけないし、職員はもちろん、そういうふうな形での長期的なもの、即効性のあるものは何ぞやというふうなことも取り組んでいく必要なものであれば、こういうふうなことで、さまざまな角度から、その地域の漁場としての沿岸漁業をどうやって発展させていくのかというふうな大きなテーマがあります。しかしながら、私が取り組んでいるのは、政策の一つとして、第1次産業をしっかりと育てていかなければいけないという大きなむつ市の は日本一だと、こういうふうな思いで取り組んでいることもご理解をいただければなと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 北海道は、寿都町だけではな

くて、3カ所ぐらいで実験が行われていまして、いずれの地域でも同様の成果が上がっております。そして、ことしもそろそろですけども、下北沿岸の大間町、風間浦村、佐井村がこの方式で工事をやるというようなことになっています。ですから、これは市長初め行政の皆さんもいろいろ研究するというのは結構なのですが、ただそうとばかりでなくて、もう早速動いて、効果のあるものについては、私こういうものにこそ原発マネーを投入して物を生み出す、民のなりわいを助けていく、そういう思い。そして即効性、スピード感を持ってやっていただきたいと思うのであります。

営林署の山の問題も、にこにこしながらみんなが集って、木を植えてにっこにっこしているのですけれども、その後ろのほうで山がめちゃくちゃになっているという状況、私も一、二回参加しました。だけれども、ばかばかしくてやめましたよ、そんなもの。ですから、そういう物すごい被害が漁業にダメージがあるのです。

昔5メートル、6メートルあった川の縁が今1メートル足らずになるくらいに埋まっているのです。全部山からの泥です、土砂です。今度ご案内します。

今秋口、ちょうどいい工事の期間だから今やれとは私言いません。だけれども、スピード感を持ってやるというような、この調査も含めて、市長の決意をお伺いします。

○議長（村中徹也） 澤藤議員に申し上げます。

ばかばかしいこんなものという表現がございました。発言には重々注意をしてください。

市長。

○市長（宮下順一郎） 今即効性のあるもので大間町とか風間浦村、佐井村でしたでしょうか、そういうふうな動きがあるというお話がございましたので、その部分についても他団体のほうに照会も

し、どの程度の形でできるのか。また、今成功例もお話ございました。それらも総合的に判断を重ねていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今議長からおしかりをいただきまして、申しわけございませんでした。

ぜひ今のこの沿岸の振興対策については、よろしくお願いを申し上げます。

次に、人事問題であります。先ほども総務部長から確認をいただきました。どうしてこんなことになるのですか。何かこれ理由があるのですか。いわゆる課長以上のこの職員の格差といいますが、落差に。人事交流やって効果があるとおっしゃいました。だけれども、人事交流、分庁から本庁に来ている職員はいっぱいいるでしょう、どの地域からも。だけれども、大畑庁舎だけが地元出身の課長がたった2人しかいないという、川内庁舎5人、脇野沢庁舎4人、なぜこういうことになるのですか。一生懸命やってもらっている課長もいます。だけれども、私いただいた資料の中を見ましたら、すごいです。6人しかいない課です。そこに3人おいでになっている。しかも、いずれも課長級だと。ちなみに、この6人しかいないところに、5人の課長級の職員いるのです。何ですか、これは。市長、ちょっとお考え聞かせてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 旧市町村の中で、その今課長級の人数、部長級の人数的にお話ございまして、また先ほどご発言の中に意図的なものがあるのではないかというふうなご発言でございますけれども、決してそんなことはございません。それは、しっかりとお話をさせていただきます。

また、今6人の課の中に5人の課長級というのは、これどこの課を示しているのか、ちょっと今私承知はできませんけれども、その部分に仮に考

え方とすれば、その課の、要するに行政を進めている中でのその地域の特徴を見たというふうな判断があったのではないかなと、こんな思いをしていますけれども。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今申し上げました大畑庁舎だけが地元出身の職員が少なく、むつ地区からおいでになっている職員がいっぱいいる。そして、市長も今その資料でご確認のことと思いますけれども、6人しかいないところにむつ地区から3人の課長職が来ている。だれがこんな人事やったのですか。私が言いたいことをやった方はわかると思うのですが、ここでは言えないから言いませんが、この不均衡は即刻改善されるべきです。市長のお考え、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 6人中5人の課長級というふうなことでございますけれども、私は決してそこに固めたというふうな理由、これはこの地域の産業をしっかりと振興してもらうためというふうな思いで厚目に私は配置をしたつもりでございます。

私は、政策として、先ほどお話をいたしましたけれども、第1次産業をしっかりと創造もしていかなければいけないし、サポートもしていかなければいけないというふうな政策を大きな柱といたしておりますので、その部分においては、やはり大畑地区、これをまた地区とか旧市町村というふうな区切りの中で私は余りお話をしたくないのでありますけれども、一体として取り組むというふうな中で、やはりその地域の特徴、特性を伸ばすための産業の振興だとか、そういうふうな部分での私の思いが伝わってなければ、その部分はしっかり督励をします。しかしながら、配置についてはそういうふうな思いで私は配置をし、人事につきましては、私でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 恐らく言葉ではそう答弁される以外はないのだろうと思いますけれども、私は、市長、その手元にある資料をじっくり市長もごらんになれば、いかに分庁舎間の、あるいは本庁舎における出身別の職員の扱いといたしますか、登用といたしますか、そういうものに格差があるかということをよくよく市長も資料をごらんになって、ご認識のうえで均衡のある人事配置、あるいは登用をしていただきたい、こう思います。それはとりもなおさず市民の福祉向上、地域の産業の振興、これに直結するわけです。財源もそうですが、人事もそう思います。ですから、これはぜひ市長に、均衡のとれた組織機構、そして目配りのできる地域政策、こういうものを目指すうえからも、格差の是正をお願い申し上げます。もう一度答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 格差の是正と言われましても、それをしなさいというふうなことでありますけれども、例えば総括主幹、これ私こういうふうなところで、その地区のその部分でこだわっていくというふうなことをできるだけ排除しなければいけないだろうと、こんな思いで取り組んでいるわけです。

例えば旧脇野沢村、旧川内町、旧大畑町、旧むつ市地区と、そういうふうなことでとらえるのではなくて、もう合併して3年もたった、3年しかたっていない、こういうふうな表現ができるかもわかりませんが、行政を預かる者としては、やはり一体感を醸成して、そこに適材適所配置をしていって、そのバランスばかりを考えていって、結果的にはこういうふうなことになったかもわかりません。しかしながら、総括主幹の人数を比べていきますと、決して大畑地区が云々というふうな言われ方ではないかと思えます。大畑地区出身



の職員も、非常に優秀な職員も私のそばにもおりますし、また多くの職員とも接しております。そういうふうなことで、懸命にその立場立場でその職務、その職場で一生懸命頑張っているというふうなことは私も重々承知をしておりますし、また目が届かないところがあったら、今澤藤議員のご指摘のような、壇上でご指摘あった部分もございました。そういうふうなこともしっかりとチェックをし、指示をしていかなければいけないと。こういうふうな取り組みをいたしておりますし、今後もいたしたいと、そういうふうな思いでございますので、格差是正、格差というふうな表現、私はいかがなものかなと、こんな思いを今いたしております。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 時間も押してきましたので、この程度でとめておきますけれども、今の議論も全部ラジオに入って、大畑地区の人たちも聞いています。職員も聞いています。私もそれを重々承知しながら、余り人の問題については言うべきではないと思いつつも、必要だという思いを持って言わせていただいておりますので、市長にはそのあたりのことをしんしゃくされて、よろしく願いを申し上げます。

終わります。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。10番目時睦男議員。

（10番 目時睦男議員登壇）

○10番（目時睦男） 大畑町選出の市民クラブの目時睦男であります。むつ市議会第197回定例会に当たり一般質問をいたします。

9月1日夜9時過ぎ、日本列島に福田首相辞任の激震が走り、9時半過ぎからの記者会見で、新しい布陣のもとに政策の実現を図っていかなければならないと述べ、辞任を決意した理由を語り、自民党は新総裁選挙を今月22日に行うことを決め、5名が立候補し、激しい選挙戦を展開しておりますが、8日のマスコミ報道では、24日招集予定の臨時国会中に解散し、総選挙実施の公算が強くなったと報じております。

構造改革による医療、介護、福祉、年金の切り捨てや都市と地方との地域間格差、賃金格差、中小零細企業の切り捨てなど、国民生活、市民生活が一層苦しさを増し、働き続け、生き続けることに大きな不安を抱いている現状から、一刻も早く国民、市民が安心して生活できる政治を確立する意味からも、国民に信を問う解散総選挙は民主政治の常道であり、憲法に規定している主権は国民にあるとのことからしても当然であります。

そのような中、本市の地場産業や市民生活はかつてない厳しい状況に立たされており、今市政に求められているのは地場産業重視、市民生活重視の市政確立であり、そのことが私どもに課せられた責務でもあります。私は、そのような観点から、以下2点について通告に従い一般質問を行います。

最初の質問は、燃油高騰緊急支援対策についてお伺いいたします。私どもの生活に欠かすことができないガソリン、灯油、重油など、石油エネルギー資源に乏しい我が国は、中東を中心とした諸外国からの輸入に100%依存しておりますが、原

油価格の高騰がウナギ登りに続き、その要因は世界の投資家たちのマネーゲームにあると言われております。原油価格の高騰は、自動車を初めあらゆる産業に大きな影響を及ぼし、さらには諸物価の値上げにまで波及し、国民、市民生活に大きな負担がのしかかるばかりか、生活を支えているあらゆる産業においても、その影響が重くのしかかり、事業の撤退、休止、廃業にまで追い込まれている現状にあります。

高度経済成長の発展で車は生活に欠かせませんが、ガソリンの値上げは生活を直撃し、生活防衛からの車利用の抑制が観光産業にも影響を及ぼしています。その具体的あらわれが大間 函館間の東日本フェリーの就航撤退であり、バス、トラック事業はもちろん、あらゆる産業がもろに影響を受け、窮地に追い込まれているのが現状であります。このことは、本市の基幹産業である農業や林業、漁業などの第1次産業にも大きな影響を及ぼし、経営危機にまで陥っているのが実情であり、このことに対し、国や行政が手を差し伸べ、対策を講ずるのは当然であり、責務でもあります。

そこで、第1点目としてお伺いいたしますが、地場産業である漁業においては、操業の命が燃油であるにもかかわらず、燃油高騰からコスト高が続き、それが魚価に反映されないことから、廃船、廃業の窮地に立たされており、特にイカ漁主体の大畑の漁業者の実態は深刻であり、食の確保を維持するうえからも緊急の対策を講ずる必要があると認識いたしますが、市長は燃油高騰が漁業者にどのような影響を及ぼし、それに対する対策の必要性と行政としての課題をどのように認識しているのか、所見をお聞かせ願います。

第2点目は、国は燃油高騰、水産業緊急対策として、1つには燃油費増加分に着目した実証事業の導入に80億円、2つ目には省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充、新設に融資枠200億

円、3つには燃油高騰を乗り越えるための休漁、減船などの支援に65億円、4つには流通対策のてこ入れによる漁業者手取りの確保に水産物買い取り額400億円を講じましたが、例えば燃油費増加分に着目した実証事業の導入に対し、大畑町漁協所属の全中型13隻が申請したものの、全国集計の結果、予算枠を大きく超えた申請件数から実施保留となっており、実行に至っていない現状にありますし、仮に申請承認実施されたとしても、当漁協の中型13隻、小型36隻の昨年度燃油消費量6,200キロリットルにある中で、さらに8月末現在の漁獲量が昨年比60%、漁獲高が62%からして、経営安定に結びつかないのが実情であります。したがって、このような漁業者の実情にかんがみ、本市の漁業者に対し、4月以降の燃油消費量に相応した直接支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3点目は、魚価対策についてであります。ご存じのように、魚価はコストに関係なく買い手市場であることからして、大量貧乏とも言われ、漁業所得が不安定な実態にあり、所得安定に向けた対策が必要であると考えます。魚価向上対策を講じ、漁業振興につなげる考えがありましたら、具体的対策をお示し願います。

次に、入札制度についてお伺いいたします。このことについては、3月に開催されたむつ市議会第195回定例会でも一般質問いたしました。今回は別な角度からの質問をし、市長のお考えを伺いたいと思います。

近年民間活力が減退し、設備投資が伸び悩んでいることに加え、国、県、市の公共事業減少のありを受け、公共事業頼みの本市の建設業を初め各企業は経営に行き詰まりを生じ、休止、閉鎖、倒産が相次いでおります。先日川内地区の建設会社が多額の負債を抱え倒産するという新聞報道がありました。今経営者はもちろん、そこに働く

労働者も解雇、失業で、他に働く場もなく路頭に迷い、生活苦から自殺者がふえ、さらには企業の生き残りをかけた労務政策から低賃金、長時間労働、サービス残業が横行し、社会問題にまで発展しておりますが、市は公共工事の入札制度のほかにも各種業務運営においても行財政改革により指定管理、業務委託がふえてきております。そこで、これらのことを履行するに当たり、3点についてお伺いいたします。

第1点目は、委託費の積算基準についてであります。仕様書に沿った業務が確実に実行され、労働者が安心して働くことができる人件費の水準を積算基準とすべきであり、その基準は同職種の公務員賃金を基本となすべきと考えますが、少なくとも県が発表する各職種別平均賃金を下回らず、経験年数、資格を加味したものを基準にし、設定すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

第2点目は、最低制限価格制度の導入と適正な最低価格の設定について伺います。これは、予定価格に一定率を乗じた最低制限価格をあらかじめ設定し、それを下回った入札価格は無効とする制度です。2002年3月の地方自治法施行令改正により、労務提供型の委託契約にも最低制限価格制度を適用できるようになりました。最低制限価格制度を導入すれば、1円入札などのダンピングは防ぐことができることから導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

その場合、規則では予定価格の10分の6以上の範囲で最低制限価格を設けることができるとされておりますが、労働集約型の業務の場合では、60%の落札では人件費割れをいたします。人件費を確保するためにも、最低制限価格は予定価格の80%程度にすべきと考えますが、あわせてお伺いいたします。

第3点目は、低入札価格調査制度導入についてであります。この制度も2002年3月の地方自治法

施行令改正により労務提供型の委託契約に適用できることになった制度ですが、最低制限価格制度と異なり、あらかじめ設定した低入札価格調査ラインを下回っても無効とせず、その額で契約の履行確保が可能かを調査する制度であります。また、その場合には労働関係法令を遵守する誓約を企業からとることができますし、違反した場合には契約を解除することができる制度であります。労働者保護の立場から、この制度を導入すべきと考えますが、ご所見を伺います。

以上であります。市長並びに理事者におかれましては、前向きで誠意ある答弁をご期待申し上げます。壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、燃油高騰緊急支援策についての第1点目、燃油高騰による漁業者の現状をどのように認識しているかについてであります。議員ご承知のとおり、漁業用の燃油の価格は2年前に比べ、約2倍から2.5倍程度となり、燃油の高騰は輸入水産物の増大等に伴う魚価の低迷などで逼迫した漁業経営に追い打ちをかけるばかりか、一部の漁業経営体においては存続も懸念される深刻な実態となっており、その窮状を訴えるために7月15日には全国漁業協同組合連合会などが主催した全国一斉休漁が行われているところであります。

当市の沿岸漁業における水揚げ金額に占める燃油の額の割合は、湾内のホタテ、ナマコ漁業や底建て網漁業に比べ、津軽海峡側のイカ釣り漁業はその割合が高く、イカ釣り漁業者が最も燃油高騰の影響を受けており、漁業経営は深刻な状況にあると認識しているところであります。

次に、第2点目の緊急支援策として漁業者への直接支援対策をについてであります。むつ市の水

産業は、県内でもトップクラスの生産量を誇り、新鮮で安全な食料の安定供給と地域経済の活性化というむつ市にとって極めて重要な基幹産業であります。このたびの燃油高騰問題は、漁業経営の維持継続そのものに甚大な影響を与えるとともに、国民への水産物の安定供給にも支障を来すおそれがあるものと認識しております。

このような中、去る6月18日には大畑町漁業協同組合及びむつ市凍結船いか釣漁業協議会、大畑小型船いかつり協議会の連名で燃油価格暴騰対策に関する要望書が市に対して提出されたところがあります。市では、このことを受け、10月17日に秋田県横手市で開催される予定の第153回東北市長会総会において、燃油価格の高騰対策についてを議題とするよう7月10日付をもって青森県市長会総会に提案したところ、特別決議案として採択され、東北市長会総会に提案されることとなっております。

燃油価格の高騰は、一過性のものでなく、しばらく高騰を続ける、あるいは高どまりをするのではないかと推測され、このことは漁業経営自体のさらなる構造改革、構造改善は避けて通れない大きな課題であり、国で打ち出した燃油高騰水産業緊急対策においても将来を見据えた経営安定対策の取り組みが柱となっているところであります。

また、燃油高騰分への魚価への転嫁につきましても、入札や競り、相対等流通業界の取引の中で価格が決まることから、転嫁しにくい産業構造となっております。市としては、今後とも漁業者が生産活動を継続していけるよう、国が今回新たに創設した基金及び仕組みの中で、県及び青森県漁業協同組合連合会、八戸漁業指導協会などと連携して、緊急対策を一刻も早く確実に実施できるよう各関係機関に働きかけてまいる所存であります。

次に、第3点目の漁業所得確保のため、魚価向上への対策を示せについてであります。国・県では、沿岸漁業の振興を図るため、ヤリイカの増殖場の整備を進めているほか、大型魚礁の整備計画も策定しているところであります。

市では、現在水産資源をふやす取り組みとして、サケ、サクラマス、ヒラメの稚魚やアワビ稚貝の放流事業等を実施しております。さらには、「むつ市のうまいは日本一」の事業を通じて、海峡サーモンやヤリイカ、スルメイカ、サクラマスなど、大畑地区を含めた市内全域の産物について、販路の開拓やブランド化への取り組みを行っており、水産物に付加価値をつけ販売することや、水産資源をふやすことなど、総合的な取り組みにより漁業所得の確保や魚価向上への対策に努めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、入札制度についてのご質問は、総務部長からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 目時議員の2点目の入札制度についてお答えを申し上げます。

ご質問の1点目、委託費の積算基準の確立ということについてであります。当市における委託費の積算に当たりましては、むつ市契約規則に基づき適正に定めることとしております。具体的には各担当部課におきまして、委託業務の種類に応じ、主任技師、普通作業員等の人件費、使用する機材に係る機械経費、電話、運搬等に係る通信運搬費、消耗品等に係る材料費等について、国及び青森県の基準単価を参考に積算しているところでございます。

議員ご指摘の労働賃金の設定につきましては、青森県の公共工事設計労務単価委託業務における設計業務等技術者単価などそれぞれの業務に応じた労務単価を適用してございます。また、指定管

理施設における労働賃金の積算につきましても同様の取り扱いといたしております。

ご質問の2点目、最低制限価格制度の導入と適正な最低価格の設定及び3点目の低入札価格調査制度導入につきましては、関連性がありますので、一括してお答えをいたしたいと存じます。

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度は、地方自治法により確立された制度であり、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施行が可能であるか否か等を審査し、場合によってはそのような入札を失格として排除するというものであります。

当市におきましては、昭和62年2月12日付建設省建設経済局長通知の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度両制度のうち個別原価を審査できる低入札価格調査制度がより望ましいとの方針を踏まえ、昭和63年8月1日以降の工事請負契約の入札から低入札価格調査制度を採用しているところでございます。

また、平成14年3月25日の地方自治法施行令改正により、業務委託契約においても低入札価格調査制度及び最低制限価格制度が適用されることになりましたが、その趣旨は近年多種多様化してきている委託業務における履行確保と公正な取引を確立させるとともに、議員ご指摘のとおり、適正な労働提供も強く求められているものであります。

当市における過去の事例につきまして、極端な価格での契約実績はございませんが、今後適正な契約の履行に弊害が生じた場合には、工事請負契約に準じた低入札価格調査制度の導入に向けて検討していく必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） 1点目の緊急支援対策につい

てお伺いしますが、先ほどの市長の答弁の中で、私の質問の趣旨に答えていない。私は、本市として、むつ市としての直接支援を問うたつもりであり、市長は、関係方面という表現を使ったのかはあれですが、働きかけていくという趣旨の答弁がありました。若干そういう点で私の質問に的確性を欠いた答弁であるという認識をしますので、再度の答弁を求めるわけであります。

先ほどの質問の中でも触れておりますが、1つだけ具体的な実態について報告をしながら、それらも含めた認識を示していただきたいと思えます。

先ほど市長答弁の中で、2年前から比較した場合に燃油が2.5倍高騰しているという認識は一致しております。具体的な数字で言いますと、私調査の中で平成10年6月でのA重油の単価が32円、平成15年の同月で41円60銭、平成19年度4月では64円50銭、本年4月では86円50銭、6月では100円50銭、そして先月であります、平成20年8月、118円30銭、こういう数字をトータルすると、先ほど答弁の2.5倍から2.8倍。9月に入って若干8月現在の価格よりはガソリン等も含めて同じようにA重油も若干の値下がりを示しておりますが、構造的なというか、状況からしますと、そんなに2年前まで値下げがなるという見通しは私は暗いだろうと、このように認識をしているわけであります。

それに関連して、大畑のこししのイカの漁獲量と魚価の推移について調査をいたしました。これは、8月末現在であります、昨年の8月末の漁獲量が96万3,890キロでありました。こししは約半分、43万4,145キロであります。漁獲高はどういう状況を示しているのかということですが、昨年は2億9,267万円で、こししは1億3,220万円、これもパーセントで言いますと、漁獲量が先ほど言いました数字と若干精査した中で違ってい

るわけでありませんが、昨年同期と比較した場合に漁獲量が64%、漁獲高が67.4%下がっております。

では、魚価がどうなのか。去年は、289円17銭、ことしは290円1銭、ほぼ横ばいであります。その認識については、市長答弁と変わらない、市長も同じような認識を示していると思っておりますが、先ほど冒頭質問いたしました直接本市としての支援、こういう実態認識の上立った場合の直接支援について、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員のこのイカ釣り漁業者に対しましての思い、この燃油高の影響、これは私も全く共通の思いを持っております。共有しているところであります。しかし、今日目時議員、むつ市の対応として、その燃油の高騰対策として、その燃油代に対して直接支援を打ち出すべきであるというふうなご趣旨でございますけれども、私は先ほど目時議員が壇上でお話ししましたように、この燃油の高騰の影響というのは、ありとあらゆる産業に影響がもたらされていると、このような認識、これも共通しているところであります。先ほど目時議員は壇上で、そのようなご発言をいたしました。あらゆる産業に大きな影響を与えていると。これは、ひとり漁業者だけではなくて、また農業者もしっかりであります。そして、国民、消費者、消費する立場にとりましても、その燃油の高騰がさまざまな部分で物価の高騰を招いております。

そういうふうなことを考えますと、一地方公共団体、このむつ市が大畑地区の漁業者のイカ釣り漁船に対して、燃油高がこのくらいあるからこれを補てんしていこうということは、なかなかとり得ることができない事業であると、私はこういうふうな認識をしております。しかしながら、同じ気持ちでいるというふうなことで私は先ほど壇上で申し上げましたように、国に働きかけ、これは

市長会で一丸となって取り上げて特別決議をして国に働きかけ、そしてまた一政治家としてもこのマネーゲームによってもたらされている燃油高騰というふうな部分、さまざまな部分で発言もしていかなければいけないという思いでございます。

しかし、一地方公共団体、このむつ市として、ひとり漁業者、そしてまたイカ釣り漁船に対しての燃油高騰、そのギャップの部分に補助するなり支援していくということは、なかなかとり得ることのできない事業であるというふうなことでございます。その部分の苦しさは、漁業者のみならず、農業者もあります。そしてまた、トラック業界の方々、タクシー業界の方々、そして小売業者の方々、すべてにこの燃油高騰の影響が大きな影響を与えているというふうな私は認識もしておりますし、また目時議員もそのような共通の認識を持っているというふうなところで、一地方公共団体むつ市として単にひとりその部分についての補助なり支援というふうなことはできません。しかしながら、それをしっかりと国に訴え、地方公共団体こそって国に訴えて、その部分でできるだけその支援対策を促していくというふうなものも地方公共団体のあるべき姿ではないかと、このように思うところでありますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） 先ほど冒頭の質問の中で触れておりました。今市長が答弁したようなことが国の支援策4点の検討する前段の中でそのようなことが議論されたということを知っているのであります。ということは、漁業だけに限って燃油が高騰だから支援策というのは出せない、あらゆる産業に影響を及ぼしているから特定することができないという議論が前段の中であった。しかし、午前中の澤藤議員の質問にもあったわけですが、漁業者が窮状の中から実質ストライキ、今世

紀に入って初めてなのかという思いもするわけですが、少なくとも私が生まれてからは初めてだという認識をしています。そういう実態の中で国が策を講じなければならないという、こういうことで4つの支援策をつくったのであります。

我がむつ市は、私も何度も言ってきましたが、合併してから産業構造が変化をしています。先ほどの同僚議員の質問で、市長は第1次産業を育てていかなければならない、こういう趣旨での答弁をしています。そしてまた、漁業も本市の基幹産業であるということをこれまでも何度となく言ってきたわけでありまして。川内であれ、脇野沢であれ、大畑であれ、この旧むつ市でもそうでありまして、漁業者が地域の経済を支えてきているという、こういう状況についても否めない事実だろうと思うのです。

今大畑の漁業者、きのう私は中型船の親方からいろいろ話を聞いてきました。その前に、大畑選出の議員に対して漁協、そしてそれぞれの組織の親方の人たちから、この実態について説明を受けたのであります。2回ありました。先ほど市長が答弁している中でありましたように、そういう状況から市としても何とかしてほしい、上にも働きかけてほしいということも含めながら、その窮状の要請があるわけでありまして、市長もその一人として、トップとして、村中議長にも同じように要請をしているという経過があります。私は、この漁業者への燃油高騰に対する直接的な支援というのは市民合意が図れるものだと、このように確信をしています。

具体的な例をお話しします。私の把握している中では、国の支援策ある中でも、市として、県として直接支援を具体的にやっているところがあるのであります。宮城県でいいますと気仙沼市、石巻市、塩竈市、そして鳥取県境港市、宮崎県でいいますと日南市、南郷町、県でいいますと熊本県、

既に気仙沼市は3,800万円、石巻市の場合には漁業者にプラスをして、ハウス経営をしている農業者に含めて3,000万円、塩竈市は1,200万円、とりわけ付言をしたいのであります。塩竈市の市長は、国の支援策ではどこまで対象になるのか不透明だと、独自の支援策が漁業者の助けになれば、こういうことで議会も同意をしながら支援策を示しているわけでありまして。

本市の漁業はどのような位置でありましょう。とりわけ大畑の漁業者の場合は、1年を通して九州の果てまでイカを追いながら漁業を営んでいる。津軽海峡の前沖でも小型船、中型船等含めて漁業を営んでいるという状況の中で、この本市の中でも大畑はとりわけその漁業の実態から燃油が多く消費されているという実態を見たときに、私は先ほど言いましたように、この漁業者に対する支援策というのは具体的にあってしかるべきだ、このように思いますが、再度の市長の答弁を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、やはり先ほどお話ししましたように、非常にじくじたる思いでお話をさせていただいているわけでございます。一地方公共団体として、それは今例が気仙沼市とか塩竈市、石巻市、そして熊本県と、そういうふうな直接支援策もあるというお話を伺いました。しかしながら、私はやはり先ほど答弁いたしましたように、さまざまな広がりを持っているこの燃油高騰の影響、これを考えた場合には、なかなか踏み込めないさまざまな方々の、さまざまな業界の、業界というのは、要するに第1次産業の部分でも第2次産業でも第3次産業でも、サービス業の部分でも、そういうふうなさまざま燃油高騰にかかわる影響を受けている人たちの声を非常に多く聞いているところでありまして。

そしてまた、今日時議員がお話しのとおり、大

畑のイカ釣りの方々は遠洋、日本海のほう、南、北というふうな形で距離が多いというふうなことも承知しております。しかしながら、その部分だけひとりというふうなところに補てんをしていくというのは、どうも私にとりましてはじくじたる思いを持ちつつもなかなかでき得る事業ではないなど、こんな思いをしているところであります。

さらに、例えば先般報道になりましたように、川内町漁協、これはまた内海での話でございますけれども、資源確保と省エネ両立というふうな形、国の燃油の高騰助成を活用していくというふうな動きもありますし、そしてまた今現在県内では総額13億円、燃油高の補てんに19漁業協同組合の組織が申請をしていると。その部分で非常に殺到しているというふうなところ、それを早く整理してもらって、早くその申請に応じてもらえるように働きかけていくのもこれは地方公共団体の、地方自治体の役割ではないのかと、こういうふうな思いをしておりますので、どうぞご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） 市長の答弁、あらゆる産業、あらゆる方々にこの燃油の高騰が影響しているから、ただ一つ漁業者には支援ができないという。私は、漁業にだけ支援をとということだけで言っているのではないのです。今大畑の場合を言いますと、漁業者がこの燃油の高騰のあおりを受けて、先ほど言いましたように、もう船を投げなければならぬ、廃業しなければならぬという状況にまで追い込まれているということなのです。私も車に乗ります。ガソリンが上がったことについて率直に感じています。しかし、そこに漁業者の親方、乗組員等が路頭に迷うようなことが実態としてあるわけでありまして。そしてまた、他の自治体でもそういう漁業者を抱えている自治体については、その窮状をとらえて、そして直接支援という

ことに踏み切っているわけでありまして。そういう点で、ひとつ私は具体的な数字も含めながら再度市長の答弁を求めたいのであります。

本市の5つの漁協、川内町漁協、脇野沢村漁協、むつ市漁協、大畑町漁協、当然関根浜漁協も入るわけでありまして、5漁協に登録されている船舶が350隻あります。うち大畑町漁協でいいますと98隻。この昨年度の、平成19年度の燃油の消費量がトータル1万2,000キロリットルであります。大畑町漁協の場合には、その1万2,000キロリットルのうち1万1,000キロリットル、約9割です。ですから、私は訴えるのでありますが、例えばこの1万2,000キロリットル、1キロ当たり1,000円の支援をするとすれば1,200万円です。私は、本市の財政については、それなりに厳しい状況というのは十分に認識をしているつもりであります。今本庁舎移転で旧アークスプラザに移転しようという状況の中で、28億円から30億円を超えるのではないかという状況の中で、その前に私は今そのような状況にある市民の方々に直接手を伸ばしていくということがより必要ではないかと、このように痛切に感じます。市長の再度の答弁を求めます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどお話をいたしましたように、マネーゲームの中で続いているこの燃油高でございます。高どまりの状態であるかもしれませんが、また、どんどん、どんどん上がっていくというふうな可能性も否定できません。そういうふうな中で今目時議員がキロリットル当たり1,000円だったのでしょうか、そういうふうな形のご試算なさいましたけれども、ただちにこれを、例えば、「たら」、「れば」というふうなことは避けたい。やはりこの部分においては基本的には現時点ではなかなか取り組みがたい事業であるというふうなことでございます。



○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） しつこいかと思うのですが、具体的な実態についてお話をさせていただきたいと思います。

大畑の中型船、凍結船であります。9月5日に八戸港に荷揚げをしました。その中で値段が、単価であります。1,287円、その3日後の9月8日が796円、491円の差があります。漁業者の実態は、そういうイカの単価の中でスチロール箱に210円かかる。荷揚げ料をその港に払わなければならない。黙ってその部分で330円取られるという。そして、加えて先ほど言いましたように燃油であります。先ほどから何度も言いますが、まさに船を投げざるを得ないのかなという、この思いがこの実態からも明らかになっているのであります。市長、私のこの課題についての一般質問に大畑の漁業者、エフエムアジュールを聞いているはずであります。この漁業者のせつない声にそれなりにこたえていただきたいという思いを強くしています。

聞きますが、私先ほど言いましたように、市の財政はゆとりのある財政になっていないということについては十分承知しています。なぜこういう状況の中で直接支援ができないのか。実態認識が違つとすれば相違があるかも知れませんが、私はこの実態の認識については、先ほど冒頭言いましたように、市長と私は変わっていないという、そういううえに立ってのお話でありますから、しつこいかもわかりませんが、漁業者の声を我が市のトップとして十分な誠意ある答弁を求めたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 漁業者のせつない声というふうなことでございます。これは、先ほど来目時議員と全く共有しております。しかしながら、なぜ国が漁業者に対してこの燃油の高騰の部分、補

てんをしていかないのか。私は、国の責任において、やはり国民の食を守るためというふうな大きな前提のもとで国が対応していかなければいけない事業であると、こういうふうな認識をしています。ですから、じくじたる思いをして、一地方公共団体で、それはできないというふうなことをお話し、ならばどういうふうな手段をとってこれを訴えていくのかということ、この手法をとっていかなければいけないというふうなことでございまして、市長会で大いに発言をしていかなければ、特別決議を受け、そして国に訴えていかなければいけない。国自体もたしか基金をつくって、省エネの部分で対応していけば、これは出しますよとか、そういうふうなものではなくて、目時議員のお話のとおり、ほかの自治体でもやっているような、これは本来国がとっていく施策であると、私はこういうふうに認識をしておりますので、じくじたる思いであると、非常につらい思いであると。しかしながら、なかなかむつ市として、これは財政一つだけではございません。やはり本来やるべきところがやるべきであると。こんな思いで私はこれから声を大きくして取り組んでいくというふうなことで、決意も述べさせていただきたいし、ご理解もいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） ポイントを絞って何度も質問するわけですが、市長の感想を述べていただきたいのでありますが、気仙沼市初め、今再三市長の答弁とは別な形というか、市や県によっては直接支援をしているところがあるのです。それについては、どのような感想を持っているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 気仙沼市、塩竈市の例をお出しになりました。石巻市、そういうふうなところの例を出しましたけれども、やはりそれはその

ときの、そのところの自治体の例えば構成の部分、産業人口の構成の部分、産業の果たしている役割、割合、こういうふうなものがあると思います。しかし私は、先ほど来お話をしていますけれども、国策としての対応を強く望んでいくのが私はむつ市としてとるべき立場であるし、そしてまた先ほどのご発言の中に、合併してから産業構造が変化したというふうなことのお話がございましたけれども、決して合併したから産業構造が変化したのではなく、もう何十年來、その中での産業構造の変化があったというふうな思いを私は持っていますし、第1次産業にしっかりと政策として、むつ市として力を入れていくというふうなことにはいささかも変わりません。

そしてまた、直接支援というふうなことができないにしても、できませんけれども、先ほど午前中に澤藤議員にお答えいたしましたとおり、沿岸漁業の部分で、行政としてどういうふうな手法、サポートできるのかというふうなことは模索をしていかなければいけない。そういうふうなところで行政が果たす役割をしていかなければいけないだろうと、こういうふうな思いを持っているところでありますので、先ほど来お話をしております、本当にじくじたる思いがありますけれども、本来は国が国策としてこの燃油高騰の部分についてはしっかりとした施策をとっていくというふうな姿を私は強く要望していきますし、望んでいるところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） 私の質問に100%答弁をいただけない残念さはあるのでありますが、最後に申し上げたいと思います。

これまで同僚議員等々含めて午前中の中でもありました。合併して3年を経過して、まだまだ市民の中には合併して何もいいことがない、こう

いうふうな状況の中で、先ほど大畑の漁業の実態もお話をしました。私は、その中で先ほど言いました塩竈市の市長が言っている漁業者の助けになればという、こういうトップとしての姿勢を今後の中で宮下市長も貫いていただきたいなど、こういうことを要望したいと思います。

大きな2点目の部分については、先ほどの総務部長の答弁の中で、今後検討していくと、このような趣旨での答弁でありますし、時間がありませんから割愛したいと思います。

先ほど言った部分について、要望を申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。23番浅利竹二郎議員。

（23番 浅利竹二郎議員登壇）

○23番（浅利竹二郎） むつ市政クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第197回定例会に際し、一般質問をさせていただきますので、市長を初め理事者の各位におかれては、特段のご答弁をお願いいたします。

思い起こせば平成11年9月の選挙で初当選させていただき、早速この壇上より、おこがましくも杉山前市長に論戦を挑んだものでございます。政治の世界で一寸先はやみと言われてきましたように、杉山前市長の急逝は、むつ市政界にとって、

まさに驚天動地の出来事でありましたが、幸いにも宮下市長という立派な後継者が事業を引き継ぎ、難問山積みの課題に取り組んでおられますことは、まことにご同慶の至りであります。

中央政界では、福田総理突然の辞任劇があり、これまた国民のだれもが予測し得なかった事態でありますけれども、一国の宰相が安易に政権を投げ出す末期的現象に、ただただ啞然とせざるを得ないというのが国民大半の気持ちであり、日本の将来を思うとき、暗たんたる気持ちをぬぐい去ることができません。今後だれが後継者になろうとも、党利党略、権力闘争の愚かさを繰り返すことなく、国民生活の安定を第一義に掲げ、真摯に政治に取り組み、強力なリーダーシップを発揮して日本丸のかじ取りを担っていただきたいものと切望するものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の第1は、愛国心についてであります。戦後「愛国心」という言葉はタブーになり、現在の社会では死語にさえなっているように感じられます。今、日本人にとって自分が生まれた国を愛し、敬うことができるかと聞かれれば、何と答えるでしょうか。国を愛するということがどういうことなのか理解できない人が多く存在しそうな気がいたします。過去の不幸な歴史を背景に愛国心という言葉自体が歪曲され、口にすることすらはばかれる風潮が定着して60年余を経ました。自分の生まれ育った国を愛し、誇りに思うことを否定した歴史があった事実は否めません。なぜ否定されるのか、理解に苦しむところでもあります。

先般行われた北京オリンピックでの日本人選手の活躍に多くの国民は一喜一憂、歓声と拍手で応援したものです。それぞれの国の選手にその国の国民が熱狂的な応援をすることが愛国心の発露であり、言葉であらわすものではなく、自然な気持ちの発露の中にこそ愛国心の本質をかいま見るこ

とができます。表彰台に立ち、日の丸を仰ぎ、国歌「君が代」の吹奏に厳粛な気持ちで臨んだ勝者の胸に去来するものは何だったでありましょうか。国民の期待にこたえることができた誇りであり、全力を出し切ったことへの満足感だったのではないかと推察いたします。このようなオリンピックに見る愛国心の発露について、どのような心境で眺められたのか、教育委員会委員長の忌憚のないご所見をお伺いいたします。

次に、国旗、国歌、そして愛国心の言葉が忌避されている現実について述べてみたいと思います。日の丸の起源は、徳川幕府が軍艦の旗印に使用したことが嚆矢とされ、「君が代」の歌詞にしても日本に生まれ、日本に暮らしている者が天皇の長寿を願い、天皇家の存続を願う内容であり、国歌としての格調の高さは世界に冠たるものがあります。国旗、国歌に対する歴史的評価は置くとして、日本の将来を担う子供たちにとって、誇りを持って仰ぎ見る国旗や威儀を正して歌う国歌が必要であることについては論をまたないところがあります。国旗や国歌に無関心であれば、必然的に愛国心など生まれるものではないと考えます。

外国に行ってみて切実に感じることは、その国の人間が自分の国を誇りに思う気持ちの強さであり、国旗、国歌の掲揚、吹奏には威儀を正す姿勢に感動を覚え、そしてまた日本との違いについて慚然とするところでもあります。それらのことを踏まえ、今教育現場では国旗、国歌、そして愛国心についてどのような位置づけで取り扱われ、対処されているかについて教育委員会委員長にお伺いいたします。

質問の第2は、スポーツ、レクリエーションの振興についてであります。青少年の健全育成を初め、健康で明るい市民生活をもたらす唯一の手段として、スポーツ、レクリエーションの振興は不可欠であります。ところが、現実として今、すぐ

キレル青少年がちまたにはらんし、形相が欠落して精神の荒廃が社会化現象となっております。歩行中の若者がすれ違いざま無差別に人を刺し殺し、注意を受けただけで子が親を殺す、このような悲惨な事件が日常茶飯事的に生起する異常事態にどう対処したらいいのか戸惑うばかりであります。

先日5歳の孫を四、五日預かることになりましたが、一番一生懸命だったのは、テレビの画面に向かって盛んに手足を動かして飛びはねていたこととあります。テレビゲームの中に遊び相手があり、そこには人が介在しない自由があるわけです。核家族化が進み、子供は個室をあてがわれ、兄弟、姉妹も少なく、友達との交流も少ない中、遊び相手はテレビゲームだけということにもなりかねない事象が顕著になっているように考えます。

このような状態で成長し、社会に出たとき、対人関係でコミュニケーションの欠如に陥ることは十分に考えられます。生きている人間は、テレビゲームのように動いてくれないのです。自分の思いどおりにならない世の中に対し、衝動的にすぐキレルのではないのでしょうか。このような青少年のすぐキレル社会現象化に対し、どのようなご所見をお持ちであるか、教育委員会委員長にお伺いいたします。

さて、学校教育の意義を考えたとき、教室での知識習得はもちろんであります。課外授業とも言えるべき部活の効用ははかり知れないものがあるように感じます。効用の最たるものには、部活という団体生活の中で仲間と協調し、わがまを抑え、我慢を覚える。先輩、後輩関係、長幼の序の厳しさを体得する場であるということでしょうか。自衛隊の新入隊員でも、高校時代何らかの部活で頑張っていた者は定着率が高いという事実があります。団体生活には、ある意味非常な苦痛を伴いますが、社会生活を生き抜くためには当たり

前のことでもあるわけですから、その修練の場としての部活の効用ははかり知れないものがあると考えます。これらのことも踏まえて、部活で行うスポーツの振興は、青少年の健全育成に不可欠なことと考えますが、学校現場における部活の位置づけ、活動状況等について教育委員会委員長にお伺いいたします。

次に、3世代参加型のパークゴルフとグラウンドゴルフの振興についてお伺いいたします。今パークゴルフ、グラウンドゴルフがひそかなブームを呼んでいます。このゲームは、ゴルフのミニ版とも言えるもので、コースも18ホールが設定されていたり、用語も全く本物のゴルフと違わないところなどがおもしろさを提供してくれます。本物のゴルフだと、用具も高価だし、ゲーム代もばかにならない、さりとてゲートボールだとどうもいま一つという向きには手ごろで、老若男女3世代参加型のお勧め競技であります。惜しむらくは、むつ市内に競技をする場が少なく、市民の間に浸透しているとは言いがたいところではありますが、スポーツ、レクリエーション活動の充実をうたっておりますむつ市長期総合計画の精神にも合致したこの競技の振興について教育委員会委員長にお伺いいたします。

次は、さきの高校インターハイにおいて400メートル障害で大湊高校生が優勝という栄冠をかち取りましたことにかんがみ質問させていただきます。我がむつ市からも、全国に通用する選手を輩出したことに、誇らしくもあり、また後に続く後継者の育成にも意を用いなければと考える次第であります。むつ市陸上競技場は、2種公認競技場ということとあります。しかしながら、公認競技場という割にはコース面を含め、施設全体が老朽化してきたうえに、致命的なことには、全国大会で通用するサブグラウンドを持たないために、大きな大会を誘致できないということとあります。

また、夜間の照明装置がないため、学校の先生や父兄が車のライトで競技場を照らし、生徒の練習をカバーしている実情でもあります。

今この競技場から全国に通用する選手を送り出したことの感激を一つの契機に、この下北の地でも全国レベルの大会が開催できる土壌づくりに着手をすべきと考えますが、そのことにつき教育委員会委員長のお考えをお伺いいたします。

質問の第3は、地域経済低迷の推察についてであります。公共事業の減少を契機に、むつ下北の経済は下降の一途をたどり、経済の旗振り役である市内大手の建設会社の年間受注額も軒並み低下している中、耐久力のない中小企業の倒産も散発しているのが現状であります。当然に経済は低迷し、必然的に雇用も低下する中で、パート採用でどうにか家計を支えているというのが市民生活の実態であります。

さて、公共事業頼りのむつ市経済、過去を振り返り、民間企業の誘致等で地元経済の基盤強化が図れなかったものかという疑問に突き当たります。現実的には数社の企業が誘致され、また進出してきたという経緯はありますものの、むつ製鉄、エイワ、むつ新鋭産業と、いずれも撤退、縮小に追い込まれ、アツギ東北株式会社のみが存続している実情にあります。撤退した企業が多くありながら、惜しむらくはその企業から巣立ち、地元の産業として定着、発展した形跡が見当たらないということでもあります。公共事業の復活は見込めない現状で、再び民間企業に活路を見出す手段としての企業誘致に目を向けたとき、1つには企業にとって下北の地が進出に値する魅力を具備しているのかという問題に突き当たります。

日経新聞7月12日号に記載の紙面をおかりしますと、経済産業省が発表した企業立地満足度の総合評価では、1位大分県、2位岩手県、3位北海道、福島県、熊本県、6位まで、計14都道府県が

記載されておりましたけれども、残念ながら総合的には青森県は満足度を得る位置には到達できなかったようでもあります。

企業が立地先を選ぶ理由で最も多かったものが、適切な広さの工業用地を安く確保できるで全体の59%、2位は道路などインフラ整備状況がよい。以下、市場との距離、人材確保がよいと続いています。そのほかに行政手続の迅速性、行政窓口の対応、補助金、税制等の優遇策などで採点、大分県はすべての項目で10位以内に入っていたということでもあります。

さて、我がむつ市においてはということになりますが、1位に取り上げられております工場用地の確保には何とかなりそうです。インフラ整備、市場との距離には難があるというものの、人材の確保につきましては、企業が求める技術力、資格免許の取得等、自助努力によってある程度達成可能な分野であろうと考えます。今下北半島は、原子力産業のメッカとなり、むつ市にも中間貯蔵施設建設のつち音が聞こえてまいりました。一般的な企業の立地にはいささか不適であったとしても、原子力産業にとっては適地であったわけがありますから、誘致企業の観点から共存共栄の道を歩むべきと考えます。

そして、過去の誘致企業が撤退した轍を踏まないためにも、官民で企業を支えることの自助努力も必要と考えます。単に単純労働力の提供というだけでなく、原子力企業が必要とする種々の資格、例えば放射線関係資格等取得の奨励、地元企業のレベルアップのための支援等、官民が協力し、企業が求める満足度に近づく積極性が肝要と考えます。現実には将来を見据えた社員教育、資格取得、技術力向上に力を入れている地元企業もあるやに聞いております。これらのことを踏まえ、過去の誘致企業の実情も勘案し、今日中間貯蔵施設を誘致企業とした観点で見たとき、むつ市長として企

業が求める満足度アップのための方策につきお考えをお伺いいたします。

次は、パチンコ店の夜間営業に関して質問したいと考えます。昨今24時間営業のコンビニについて、地球温暖化への影響、深夜営業することに対し、風俗的観点からの適否がマスコミに取り上げられております。

さて、むつ市経済低迷の一考察として、パチンコ店の夜間11時までの営業を掲げたいと考えます。現在むつで営業しているパチンコ店は8店舗を数えることができます。パチンコ業は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、昭和23年法律第122号第1条第1項第7号に規定され、県条例第6条によって営業時間は午後11時までと制限されております。むつ市のパチンコ店数は、人口に比し全国トップクラスだと聞いたことがあります。それだけパチンコ人口が多いということにもなりますし、朝の開店前から閉店まで駐車場はほぼ満車状態という店も多く見受けられます。パチンコにまつわる直接、間接のトラブル、例えばパチンコにおぼれたあげくの借金地獄、家庭崩壊等は日常的に話題に上る昨今であります。市内では、遊ぶ場所も少ないし、自分の金で何をしようが勝手ではないかと言われれば、全くそのとおりですとしか言いようがないのですが、平日の朝から晩までパチンコの玉を追いかける若者や奥様風の姿をかいま見ますとき、何ともむなしいうか、やるせない気持ちになるのは私一人でありますでしょうか。

かなり以前は、閉店が9時とか9時半だったように記憶していますが、その当時は勝っては飲み、負けては飲んだ青春時代でもありました。せっかく働いたお金をパチンコにばかり吸い取られることもなく、飲み屋の1軒や2軒は支えていたかもしれない往事を思い浮かべるにつけ、地域経済に貢献していたのだなと変に納得もしたりしている

昨今であります。せっかく働いたお金、使うのは本人の勝手とはいうものの、少しは地元経済に還元してはどうでしょうかというのが本題であります。せめて閉店を9時にして、帰るには早いから、ちょっと一杯ひっかけていくかと、帰りはタクシー、代行でとなれば、地元経済が少しは回転すると思うのですが、ちょっと単純過ぎたでしょうか。県条例の改正には、市独自ではどうにもできないものでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、パチンコの新台入れかえとかがしょっちゅう宣伝されておりますけれども、入れかえの都度1台幾らかで課税できないものか、あわせてお伺いいたします。

以上、大きくは3項目について壇上より質問させていただきました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の愛国心についてと2点目のスポーツ、レクリエーションの振興については、教育委員会より答弁を申し上げます。私は、ご質問の3点目、地域経済低迷の推察についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、当市のこれまでの企業誘致に関する歴史は、議員ご承知のように、むつ製鉄株式会社の頓挫に始まり、その後もさまざまな業種の企業が進出しては、その時々々の経済情勢や海外への進出などにより、当市から撤退するといったことが繰り返されてまいりました。そのような中で、アツギ東北株式会社むつ事業所のように、組織を改編しながらも、40年以上もの間操業を続けている企業や、工場の統廃合や業種を変更しながらも

市内で操業を続けている企業があるということに  
対しましては、心から感謝申し上げる次第であり  
ます。

また、本年1月に県を含む3者で立地協定を締  
結いたしました有限会社サンマモルワイナリーに  
おきましては、生産から醸造、販売まで一貫して  
地元でできるようになりましたことから、今後  
当市の誘致企業としてさらなる定着と発展を期待  
するものであります。

関根地区においては、リサイクル燃料貯蔵株式  
会社のリサイクル燃料備蓄センターの準備工事が  
着々と進んでおりますが、今後関連企業の立地  
についても模索していかなければならないと考  
えております。

今定例会の一般会計補正予算の議案審議の場  
でも触れさせていただきましたが、地域の新たな  
産業の育成等による雇用の創出について、戦略  
的な対応を図るため、下北・むつ市経済産業  
会議を立ち上げる予定であり、会議のメンバ  
ーにも原子力関連の方々に入っていただくこ  
ととしておりますことから、原子力関連産業  
の誘致、育成ということにつきましても、こ  
の会議において何らかの道筋を見出したい  
と考えております。

いずれにいたしましても、進出企業が未永  
く根づくためには、地元企業との相乗作用や  
地元雇用の要素が重要なかぎとされるところ  
であり、地元企業の取り組みとして、例え  
ば原子力に関する知識、情報や技術力など、  
進出企業への対応力を備えておくことが肝  
要であろうと考えております。

むつ商工会議所では、本年6月に青森・む  
つ地域力連携拠点センターを開設し、経営革  
新、創業などについて支援する窓口を設けて  
おりますし、また県や日本原燃株式会社等  
では六ヶ所再処理工場の操業に向け、機  
械や電気設備の保守点検業務に県内企業  
の参入を促すことを目的として、原子力  
関連工事会社との連携を図る原子力メンテ

ナリングフェアを開催しております。このフ  
ェアには、むつ市からも数社参加したよう  
ですが、機器のメンテナンスに必要な技術  
や受注に必要な資格、手続などについて  
の説明も行われておりますことから、市  
内の企業もこのような支援のための相  
談窓口やフェアなどの機会を活用し、  
原子力に関する知識や技術力向上に必  
要な情報を収集するなどして、地元企  
業としての力をつけることが進出企  
業の立地満足度のアップにもつな  
がりますし、関連産業の育成とい  
ったことに関しましてもプラスにな  
ると考えております。

市といたしましても、情報の収集に努  
めながら、企業誘致に積極的に取り組  
んでまいりますとともに、進出企業  
及び地元企業に対しまして、課題解  
消に係る情報交換や地元企業に対  
してのスキルアップに関する情報提  
供など、フォローアップに努めてま  
いりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、パチンコ店の  
営業時間についてのご質問にお答え  
いたします。このパチンコ遊技は、議  
員ご指摘のとおり、法律上は風俗  
営業等の規制及び業務の適正化等  
に関する法律に規定されているもの  
で、この法律の第3章、風俗営業  
業者の遵守事項等、第13条営業  
時間の制限で営業時間が制限され  
ており、これを受けて青森県条例  
では青森県風俗営業等の規制及び  
業務の適正化等に関する法律施行  
条例で規定されております。

現在むつ市内の遊技施設は、この規  
制に基づいて通常の営業時間はお  
おむね午前8時30分から午後11  
時となっております。我が国では、  
この遊技施設は昭和5年に最初の  
店舗が開店し、その後第2次世界  
大戦により一時は全面禁止になっ  
ておりますが、終戦後に復活し、  
現在ではギャンブル的要素を持った  
庶民の身近な娯楽施設として都市  
や地方を問わず、国内各地にくま  
なく存在しているものです。

議員のご質問は、営業時間の短縮  
が飲食店等へ

の誘導を促し、繁華街がにぎわうのではないかと  
いうご指摘でございますが、遊技施設の営業時間  
を変えるためには、県条例の改正が必要となり、  
このことはむつ市のみならず、全県的な課題とな  
るものです。

さらには、遊技施設を楽しんでいらっしゃる方  
々は、個人の趣味ということもあり、短縮時間を  
別な方向へ振り向けることができるかどうかは、  
昨今の社会経済情勢や趣味の多様化などから推察  
いたしますと、なかなか難しいのではないかと考  
えております。

また、遊技施設の新台入れかえの都度1台幾ら  
とか課税できないものかのご質問であります  
が、現在の税に関する法律では、パチンコ台その  
ものへ直接課税はできないことになっておりま  
す。

なお、遊技施設への市税としての課税は、経営  
による営業利益に対する法人市民税、店舗と土地、  
そしてパチンコ台などの備品や構築物には償却資  
産としてそれぞれ固定資産税が課税されておしま  
すので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 浅利議員のご質問にお答え  
いたします。

まず、愛国心についての第1点目、オリンピック  
に見る愛国心の発露についてであります。我が  
国を代表してオリンピック競技を初めとする国際  
競技大会において、能力と技術の限界に挑み競技  
する姿、とりわけ勝利者の表彰台における誇りに  
満ちた姿を目の当たりにするとき、喜びと感動と  
ともに熱いものが込み上げ、同じ日本人としての  
誇りと勇気がわいてくるものであります。自分の  
生まれ育った国が1番になってほしい、勝ってほ  
しいと願うのは、理屈なしに自然なことであらう  
と思っております。そのときの気持ちや感情的な

ことは、言葉では説明し切れぬものであります  
が、心の底からわき起こる純粋な感情であり、日  
本人だと意識する瞬間でもあります。そういうも  
のが我が国を思う気持ちであり、すなわち愛国心  
の発露であろうと思っているところであります。

次に、2点目の国旗、国歌、愛国心の言葉が忌  
避される不思議についてであります。私は、戦後  
直後の昭和22年に小学校1年生に入学したもので  
あります。昭和22年という年は、教育基本法とと  
もに新たな教育制度が始まった年であります。正  
確には記憶しておりませんが、その当初から相当  
の長い期間、世の中全体が、あるいは学校、ある  
いは家庭においても戦前の日本の歴史、日本的な  
こと、伝統的なことにつきましては、子供心にも  
できるだけ触れないようにしていたような雰囲気  
があったような気がいたします。自分の生まれ育  
った国を好きになることを否定する人はだれもい  
ないにもかかわらず、国旗、国歌、愛国心という  
言葉を使うことは、戦前の軍国主義あるいは偏狭  
な国家至上主義を生んだ元凶であるとして、正面  
切って堂々とそれらを口にすることをちゅうちょ  
し、あるいは避ける嫌いがあったことも否定でき  
ないと思っております。

次に、3点目の教育現場における愛国心の位置  
づけと取り扱いについてであります。教育基本法  
に示されております教育目標の一つに「伝統と文  
化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷  
土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の  
平和と発展に寄与する態度を養うこと」と掲げら  
れており、この目標を達成するためには、すべて  
の教育活動の中で指導することとされているとこ  
ろであります。

その内容といたしましては、我が国や郷土の豊  
かな自然環境を理解し、これからも国土を大切に  
しようとする、国家や社会の発展に尽くして  
きた先人の業績や努力に学ぼうとすること、自分



が帰属している家庭及び学校、地域社会や国家、さらには国際社会の一員としての自覚を持ち、よりよくしようと進んで貢献することなどであります。これらの多くの事柄は、これまでの学校教育におきましても、既に取り上げられてきたところではありますが、今後ますます進展するグローバル時代を迎える中にありましては、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあわせながら、一体的に指導することが重要であろうとされているところであります。

次に、スポーツ、レクリエーションの振興についてのご質問にお答えいたします。まず1点目のすぐキレる社会現象の推察についてであります。ふだん目立たない物静かな子供でも、ほんのささいなことで突然キレてしまい、攻撃的、暴力的になることの事例が報告される場合があります。しかし、近年子供ばかりでなく青年、老人のすべての世代にまでキレる現象が蔓延しつつあるのは、まことに憂慮すべき社会問題であろうとされているところであります。

その根源的な原因は、心の問題、心の荒廃にあることはだれしも感じているところでありますが、まず子供の健全な発達を阻害している要因を申し上げますと、脳の未発達、親子関係、基本的生活習慣の欠如、メディアの影響などであると指摘されております。その一例を挙げますと、議員も指摘されておりますように、子供の長時間にわたるテレビ、テレビゲーム、ビデオへの接触は、脳や心を慢性的に疲労させ、気力や自分の気持ちをコントロールする力を奪うと同時に、理由のないいじめ、むかつく、キレる、不登校などの反社会的行動や事件を引き起こしかねないと心理学の専門家や小児科、精神科医が指摘しているところであります。

現在学校では、すぐキレる身勝手な行動や、その傾向のある子供に対しては、家族の理解と協力

のもと、集団生活への適応を図るため、関係機関や専門医と連携を図りながら、自分の気持ちを言葉で表現するコミュニケーション能力、自分の感情を抑える力を育てる場面指導やカウンセリングによる指導を実施しているところであります。

2点目の学校教育における運動部活動の効用と位置づけについてであります。まず最初に、部活動の位置づけについて申し上げますが、学習指導要領上は、教育課程以外の、すなわち放課後等の課外活動として扱うことになっており、生徒の自主的な活動や参加の場となっております。申し上げるまでもなく、現代社会は少子化に加え、テレビゲームの普及、遊び場や自然と触れ合う場の減少により、子供同士の交流が希薄になっている時代であります。こういうときこそスポーツや部活動を通して運動に親しみ、学年を超えた異学年集団の中で、異年齢集団の中で自己の責任を果たしたり、フェアプレーの精神を養ったり、上級生と下級生の信頼関係を築いたりすることは、子供の人格形成にとってまことに有意義な場面であると思っております。しかし、反面長時間にわたる練習、多過ぎる試合、勝つことにこだわり子供の発達段階を超えた高度な技術を要求したり、根性などの精神論を過度に強調するなどの諸問題もありますことから、むつ市教育委員会といたしましては、学校訪問や各種研修会などを通しまして、望ましい部活動のあり方についての指導や助言に努めていきたいと、このように考えているところであります。

次に、3点目の3世代参加型のパークゴルフ、グラウンドゴルフの振興についてであります。浅利議員ご承知のとおり、パークゴルフ、グラウンドゴルフとも、その名が示すとおり、ゴルフをより簡単にして手軽に楽しめるスポーツとして約25年前に誕生したものであります。用具などは、どちらもほぼ同じでありますけれども、コースに

大きな違いがあり、パークゴルフは1コースが18ホールで、芝生のコースに樹木や起伏、バンカーを設け、グリーン上のカップの位置で難易度を調整するミニゴルフ場のようなものであります。一方、グラウンドゴルフは標準コースが8ホールで、身近にある広場や公園、学校のグラウンドなど、用具があれば、だれでもどこでも楽しめるようになっております。このことから、ある程度広い場所があれば、いつでも楽しめる生涯スポーツの一つとして、教育委員会では8ホール分の用具を準備いたしまして、各種団体などに無料で貸し出しているところであり、去年のむつ市民体育大会から競技種目に加えるなど、普及振興に努めているところでもあります。なお、3世代参加型の大会につきましては、むつグラウンドゴルフ協会と協議するなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目のインターハイ400メートル障害優勝者を輩出したむつ市陸上競技場の今後の課題についてであります。去る7月に埼玉県熊谷市で行われました平成20年度全国高等学校総合体育大会陸上競技の男子400メートルハードルの種目で、これまで小・中学校を通してむつ運動公園陸上競技場で練習に励んだ大湊高校の岸本鷹幸君が優勝しましたことは、市はもとより、教育委員会といたしましても大変喜ばしく、本人の努力はもとより、指導に当たられました方々に対しまして、深甚なる敬意を表するものであります。

当陸上競技場につきましては、第2種公認を得るため、スポーツ広場をサブトラックとして申請し、公認をいただいているところでありますが、全国レベルの大会を開催するということになりますと、本競技場と同じ材質の全天候型サブトラックが必要であり、その整備には約4億円の経費がかかるほか、新たに2万平方メートルの用地が必要となるものであります。教育委員会といたしま

しては、これまでたびたび一般質問で取り上げられております駐車場整備、総合体育館の建設などとあわせ、むつ運動公園の拡張整備計画の中で陸上競技場の夜間照明を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。通告順に従いまして、再質問をさせていただきます。

愛国心についてでありますけれども、教育長より懇切丁寧なご説明をいただきましたが、教育基本法の目標の一つとして、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し云々とありましたけれども、学校教育の場でそれらの歴史認識をどのような形で実際取り上げているのかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほども若干申し上げましたけれども、自分の国を愛し、郷土を愛するということは、これは私は不変的なものであろうと、このように思っているわけございまして、私も戦後の新しい教育制度の中で教育を受けた者であります。あるいはまた教員になりましたも記憶してきたというふうなことで、あれから数えまして60年ぐらいになるわけでございますけれども、いろいろその時々によって愛国心というふうな言葉は使わなくとも、やはり国を愛し、自分の郷土を好きになるということにつきましては、一貫して私は教わってきたし、そのように教えてきたつもりでもございます。ただし、このたびの新しい教育基本法の中では、今ご承知の伝統や文化を尊重し云々につきましては、やはりこれまでの教え、もう少し具体的に、明確にしてほしいというのが新しい教育基本法の性格だろうと、このように認識しているところでございます。そういうことで、

具体的には国語の中では古典を暗唱させるとか、あるいはまた社会科では歴史の学習を重視させるとか、あるいは算数におきましては、そろばんというふうなこと、音楽におきまして和楽器を教えるというふうなこととか、保健体育におきましては剣道、あるいは柔道のどちらかを必修にさせるというふうなことで、これまで以上にある程度具体化されてきているなど、このように感じております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

学校行事のいろんな場面に呼ばれて参加するのですけれども、校歌は非常に大きい声を生徒は上げるのですけれども、国歌斉唱になると、何か小さくなるのです。そういうことから考えますと、国歌を理解していないか、または覚えていないのかというような疑問もあります。

それと同時に、音楽の時間で国歌というものの取り扱いといいますか、実際どのような取り扱いになっているのかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 校歌の斉唱は一段と大きい声であるけれども、国歌になりますと、どうも小さい声になってしまうというふうなことでございますが、国歌の指導は、どの学年におきまして、やはり音楽の授業の中で行うというふうなことになっているわけでございます。浅利議員はいろんな場面に出席されてのきょうのお話でないかなと私思うわけでございますが、ただ私たちにとりまして国歌の斉唱というのは、例えば卒業式とか入学式、あるいはまた式典、運動会等々の大きな学校行事の中でやるわけでございますが、国歌はえてして一番最初に歌うものでございます。開会しますと、すぐ国歌斉唱と始まるわけでございますが、そうしますと、やはりその場の雰囲気とか環

境になれないで、なかなか声に言い尽くされないものが私はあるだろうと思うわけでございます。その反面校歌というのはほとんど後半の部分で、なれた段階で行うものですから、比較的そういう意味での違いもあるのかなと、こんなふうに思っているわけでございます。

ただ、やはり私たちはどういう場面におきましても、普通の状態では歌えるような国歌、あるいは心構えというようなことについて指導していかなければならないなど、このように感じているわけでございます。

ただし私は、むつ市の子供たちといいたまうか、先生方も含めながら、そういう意味で国歌を軽視しているとか、軽く見ているというふうなことは決してございませんので、ひとつこの場をかりて、そういうことはないということだけは答弁させていただきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） わかりました。ありがとうございます。

愛国心について、要望させていただきます。自分が生まれた国を愛し、敬うことの幸せというもの国民は求めていると思います。戦中戦後の不幸な時代があったとはいえ、長い日本の歴史の1こまでしかないわけでありますから、学校教育ではしっかりした歴史認識を持って次世代を担う子弟の教育に当たっていただきたいと要望いたしておきます。

次に、スポーツ、レクリエーションの振興についてであります。再質問を用意しておりましたけれども、要は部活を希望制ではなく総員参加というようにしてはどうかということをお願いしようと思いましたが、いろいろな問題があるということでしたので、それは取りやめて要望にとどめておきます。

まず、すぐキレル子供たちをどう導くかという  
まことに難しい問題があるのですけれども、青少  
年の健全育成を目指して、少年野球とか少年サッ  
カーとか、地域で地道な活動を続けられている人  
たちも多く見受けられる中、学校教育の中でも部  
活の効用に着目し、活発な活動をされることを要  
望として申し述べておきます。

次に、質問いたします。3世代参加型のスポー  
ツとして、パークゴルフ、グラウンドゴルフを今  
ご説明いただきました。しかし、これは若い人も  
お年寄りの方もゴルフに近いということで、興味  
を持ってやれるということがみそであります。そ  
れで、大きなゴルフ場は無理といたしましても、  
パークゴルフぐらいの広さなら何とかかなりそう  
な気もいたします。経費もそんなにかからないと思  
いますし、コースの歩行距離も適度であるうえに  
ルールが全くゴルフと同じだということで、多  
くの競技者に共鳴するのではないかと考えます  
が、将来の方向としてパークゴルフのコースの設  
定、設営といいますか、そのことについて再度お  
尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） パークゴルフにつきましては、先ほど中身についてはご説明申し上げたところでございますが、一例、平内町で夜越山パークゴルフ場をつくっているわけでございます。その平内町に聞きますと、用地面積が約3万3,000平方メートルという広大な土地でございまして、どのぐらい工事費がかかったかと聞きましたら、1億5,000万円を要したというふうなことでございます。浅利議員がおっしゃいますように、スポーツの振興、あるいはレクリエーションの振興いたしますと、私は高いからだめだというのではなく、必要性は認めたいなと、こんなふうに思っておりますが、何せこのような多額の金額でございますから、やはりそれを切り離してのみ考えるの

ではなくて、今後のむつ運動公園の拡張整備計画の中で検討していきたいなと、させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 同じくスポーツ関係の質問ですけれども、先ほど教育長からご説明がありました陸上競技場のむつ運動公園の拡張計画というものがありませんけれども、これを具体的にもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 議員もご承知のとおり、その拡張計画の構想につきましては、ウェルネスパークの構想がわき上がったことで変更になったわけでございますが、それが平成12年7月ということで、新しい運動公園拡張整備基本方針を作成したわけでございます。その中身でございますが、ちょっと長くなりますけれども、むつ運動公園の隣接地に総合体育館、武道館、陸上サブトラック、駐車場及びパークゴルフやグラウンドゴルフなどのニュースポーツができる広場などの整備のほか、運動公園野球場やテニスコートの改修などを盛り込んだものが平成12年7月に策定したものでございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、地域経済の低迷の推察について質問させていただきます。質問の1と2をあわせて行わせていただきます。

さきの補正予算議案審議でも説明いただきました下北・むつ市経済産業会議と、ただいま市長からご説明ありました商工会議所開設の青森・むつ地域力連携拠点センター、それと県と日本原燃が開催したと言われます原子力メンテナンスマッチングフェア等は、お互い連携の中で補完し合える組織なのかどうか。

それと、今市が計画しております下北・むつ市

経済産業会議は、その中でどのような位置づけで、地域発展のために主導的立場に立って牽引できるのかということについてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） 浅利議員の再質問、下北・むつ市経済産業会議と他の関連するような団体等の開催事項と補完し合える組織なのかということですが、先ほど市長からご答弁がありましたように、原子力メンテナンスマッチングフェア等については、もう既に実施されている事業でございまして、これから開催を予定しております下北・むつ市経済産業会議、広く言いますと、一般的な検討を加えていくという一つの考え方、理念を求めていく会議というぐあいに考えてございまして、先般の補正の検討の際にも申し上げましたように、当地域むつ市のみならず、下北地域広く雇用の問題を考えるという目線でもって検討するということでございます。具体のテーマがどうなるか、それは前提を持たないで検討させていただきたいというぐあいに考えておりますので、広くは先般の答弁のとおりでございますけれども、産学官民広く協働して、エネルギーの部門及び一般産業の部門というぐあいに間口は決めますものの、短期的なテーマ、中期的なテーマ、また具体策という形で進めていくものというぐあいには一般的に認識しております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。要望として申し述べます。

企業の進出があり、地元産業がともに発展することで雇用を含めた地域の産業力が、経済力が上昇し、強化されるものであると思います。誘致企業の定着と発展を図るためにも産学官の連携が大事であり、低迷する地域経済に指針を与えていただきたいと要望しておきます。

次に、同じく地域経済の低迷の推察の中での最

後の質問ですけれども、パチンコの営業時間関連について再質問させていただきます。むつ市のパチンコ店全体で遊技施設に対する市税の納税額は年間幾らぐらいかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 遊技施設に対します市税の課税額というお尋ねでございますけれども、これにつきましては、個人情報にかかわるものでございますので、この場でお答えできかねるということでご了承願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） どれくらいむつ市に金が落ちているのかと、納税額として知りたかったのですけれども、個人情報というか、そういう壁があるということですので。しかし、先ほどの説明で、何らか市税に多少は納税があるということでありましたので、それで納得いたします。

まず、パチンコについてですけれども、タコが自分の足を食うみたいに、せっかくの勤労の報酬をつぎ込んで、奥さん、女房にはぶつくさ言われて、あげくの果てに借金苦、大体このパターンが一般的なのです。こういうことに陥らないように祈るばかりであります。

パチンコにばかりつぎ込む金があったら、\_\_\_\_\_議長、これもしあれだったら注意してください、でも我慢して、思いつき声を張り上げ、カラオケでうさを晴らしたらどうでしょうか。精神衛生上の観点からも推奨したいと、これは要望しておきます。

以上、大きくは3点につき質問させていただきました。これでむつ市議会第197回定例会の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

## 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月12日は横垣成年議員、新谷功議員、齊藤孝昭議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時04分 散会